

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市では、犯罪を未然に防止し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、平成17年4月に「宇都宮市安全で安心なまちづくり条例」（以下「条例」という。）を施行するとともに、同年10月には、施策を総合的かつ計画的に推進するために「宇都宮市安全で安心なまちづくり推進計画（以下「第1次計画」という。）」を策定し、市民、事業者、警察、その他関係団体と緊密に連携を図りながら、各種の取組を実施してきました。

また、地域においては、安全で安心なまちは「与えられるもの」ではなく「自らつくるもの」という考えのもと、自主的な防犯活動が強化されています。

このような背景のもと、本市の刑法犯認知件数は、過去最大であった平成15年をピークに減少傾向にあり、第1次計画の計画期間中においては、目標の一つである「人口千人当たりの刑法犯認知件数を20件未満にする。」を達成するなど、一定の成果を得られたものと考えられます。

しかしながら、第1次計画のもう一つの目標である「日常生活において犯罪の被害に遭う不安を少しでも感じる市民の割合」については、「50パーセント以下にする。」という目標値を達成することができず、依然として多くの市民が犯罪被害に対する不安感を抱いている状況にあるほか、近年では、「振り込め詐欺」に代表される新たな手口による犯罪の発生や、犯罪被害者等に対する支援など、新たに対応すべき課題も発生している状況にあります。

このようなことから、第1次計画で取り組んできた施策を基本に、平成22年度からの5年間の計画の期間とする第2次宇都宮市安全で安心なまちづくり推進計画（以下「第2次計画」という。）を策定しました。

本市が、「住んでみたいまち、住み続けたいまち」として持続的に発展していくため、この計画に盛り込んだ取組を着実に実施し、市民、事業者、警察、学校等との連携を図りながら、市民一人ひとりが安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進していきます。

【刑法犯認知件数】

刑法に規定する犯罪（道路上の交通事故に係る罪を除く）の発生を警察で認知した数をいう。

2 計画の範囲

「安全で安心なまちづくり」については、条例で『**犯罪及び犯罪に至るおそれのある行為を未然に防止すること**』と規定しており、第1次計画においても条例に規定された範囲の取組を推進してきました。

第2次計画では、条例の範囲を基本としながら、現状や課題の整理によって抽出された関連分野を含めていくものとします。

3 計画の位置づけ

- ・ 条例に基づく犯罪及び犯罪に至るおそれのある行為を未然に防止する施策等を具体化する計画とします。

【条例の目的 = 「安全で安心なまちづくり」の将来像】

現在及び将来の市民一人ひとりが安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現

- ・ 第5次宇都宮市総合計画基本計画の分野別計画に掲げる基本施策である「日常生活の安心感を高める」を実現するための計画となります。

【第5次宇都宮市総合計画基本計画の体系】

第5章 分野別計画

[政策の柱] I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために

└─ [基本施策] 6 日常生活の安心感を高める

└─ [施策体系] 1 防犯対策の充実

4 計画の視点

安全で安心なまちづくりの将来像の実現のためには、多様な側面からの対策を講じていく必要がありますが、特に、犯罪被害を未然に防止するための対策として、「被害の対象となる物(者)」や「まちづくり」の観点から、犯罪の機会を与えない、犯罪の起きにくい状況をつくることが重要です。

このような対策においては、行政や地域住民の主体的な取組が重要となることから、第2次計画では、「犯罪の機会を除去することによる『ひと』と『まち』の防犯力の向上」を重視した取組を推進します。

5 計画期間

第2次計画は、計画の位置づけから、安全で安心なまちづくりに係る基本的な計画として、当面実施すべき施策等について計上するとともに、その達成度を測るものです。

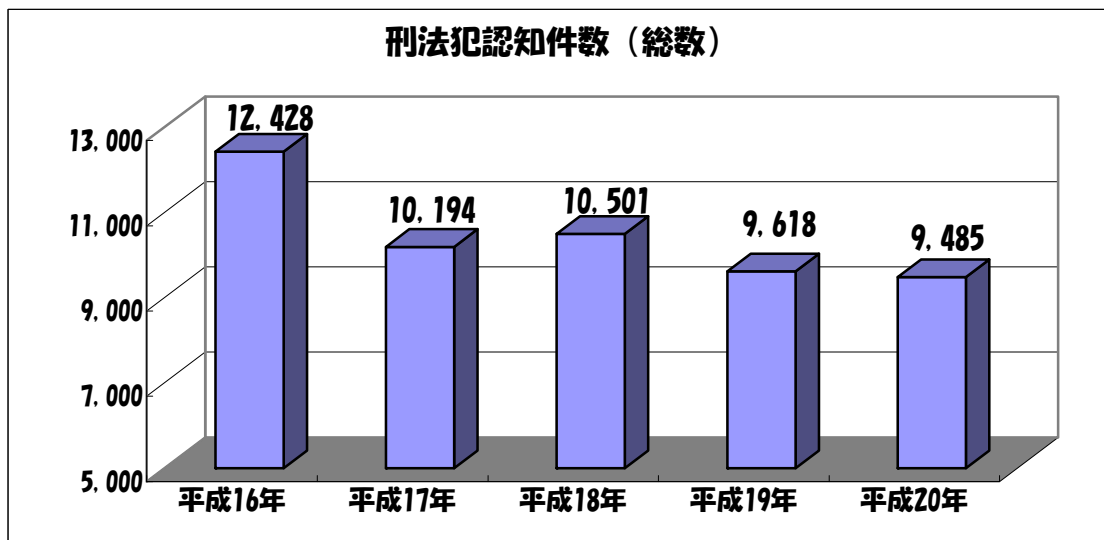
第1次計画が同様の位置づけのもとで期間を5か年に設定したことを踏まえ、第2次計画の期間は、平成22年4月から平成27年3月までの5か年とし、その最終年度である平成26年度を目標年次とします。

第2章 安全で安心なまちづくりに係る現状等

1 近年の犯罪情勢

(1) 本市の刑法犯認知件数の推移

- ・ 本市の平成20年の刑法犯認知件数は、平成16年から減少傾向にあります。



※平成15年には、過去最多の12,899件を記録

〔資料提供 栃木県警察本部〕

(2) 全国及び栃木県との比較

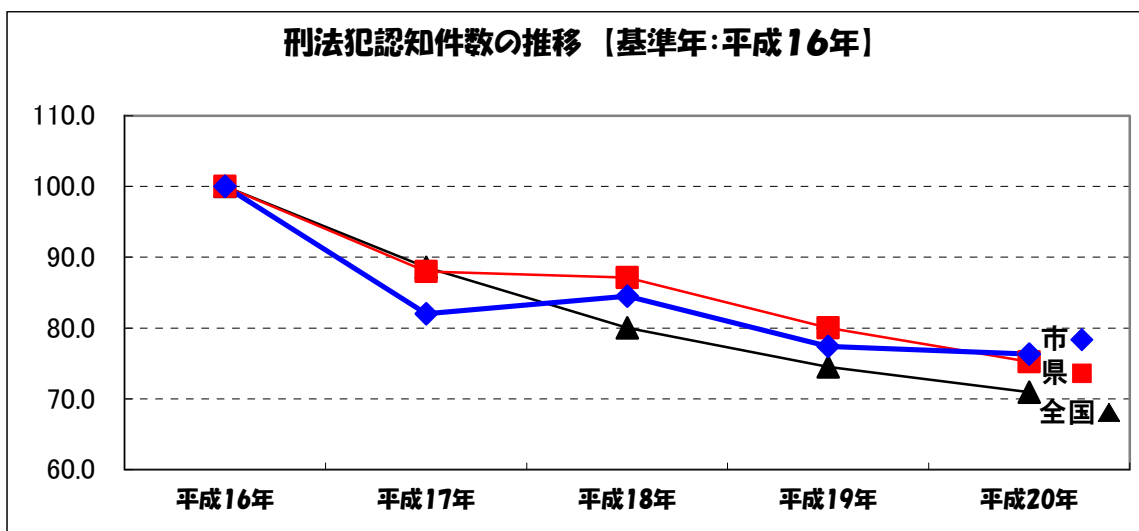
- ・ 平成16年の刑法犯認知件数を「100」として、平成20年の刑法犯認知件数の推移を全国及び栃木県と比較すると、本市は、全国及び栃木県よりも減少幅が小さくなっています。

基準年（平成16年）に対する平成20年の刑法犯認知件数発生率

宇都宮市：76.3

全国：70.9

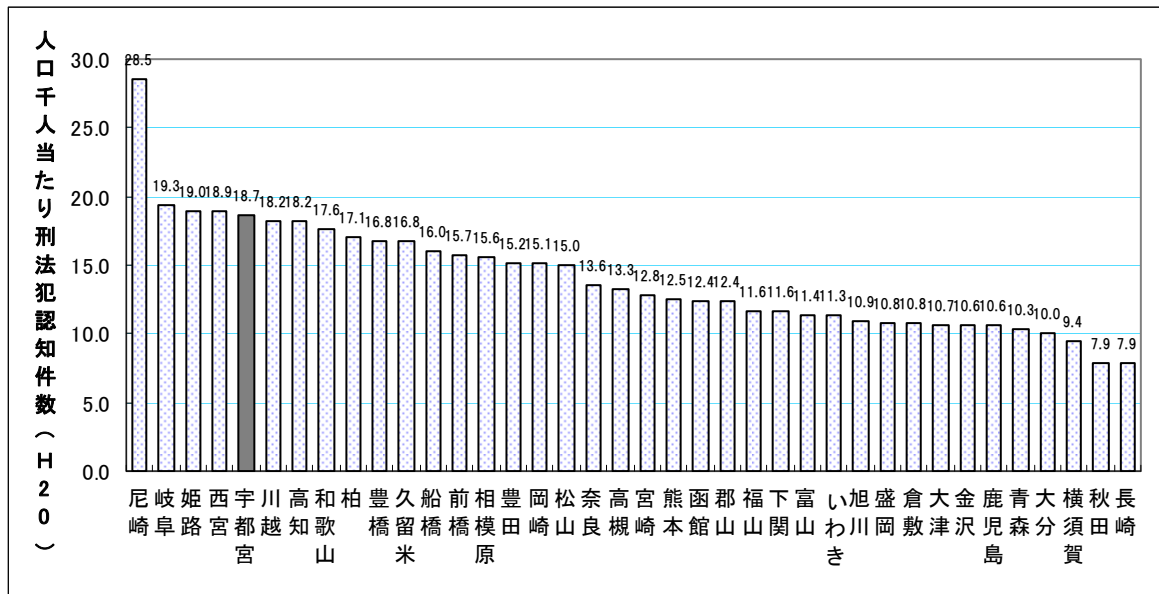
栃木県：75.3



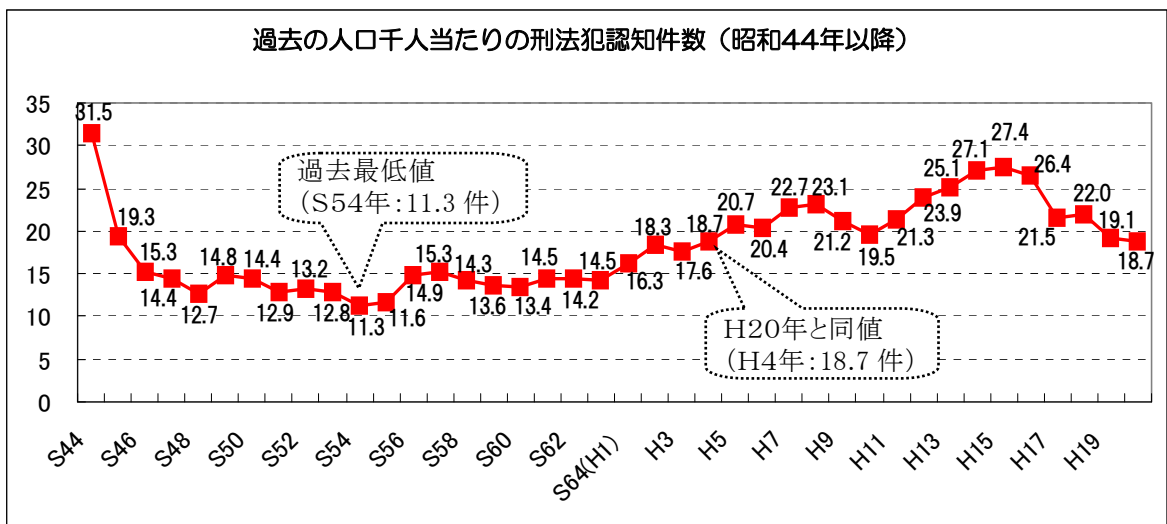
〔資料提供 栃木県警察本部〕

(3) 人口千人当たりの刑法犯認知件数の比較

- ・ 本市の平成20年の人口千人当たりの刑法犯認知件数は18.7件でした。
- ・ 中核市（調査の回答を得られた本市を含む38市）との比較では、本市はワースト5位となっています。
- ・ 過去との比較では、平成4年と同じ値となっています。



（平均値：14.1件）

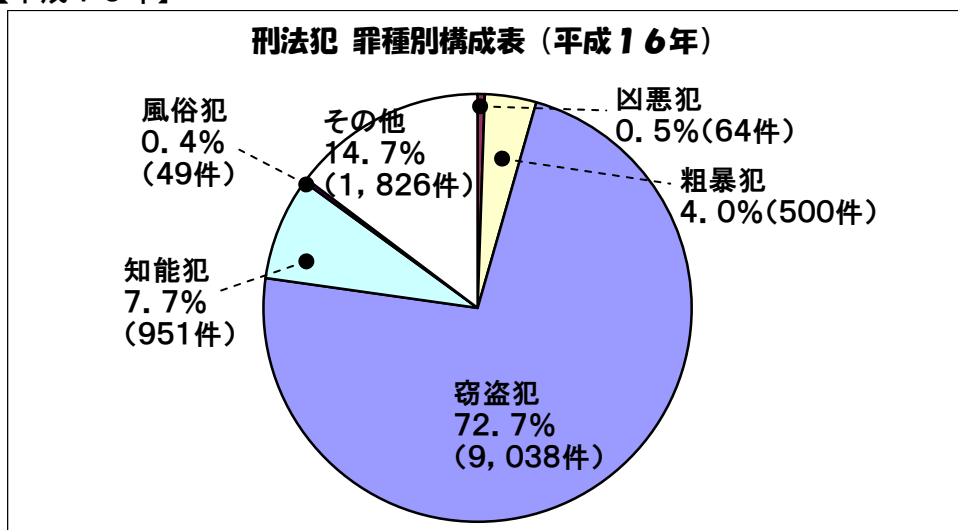


(4) 本市の特徴

ア 罪種の内訳

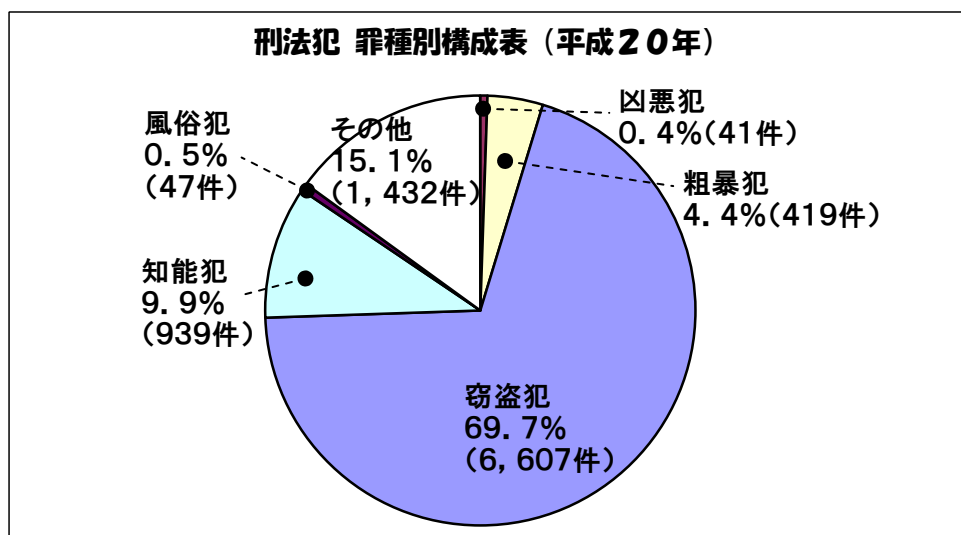
- ・ 平成20年では、「窃盗犯」が全体の約7割を占めています。
- ・ 平成16年との比較では、内訳はほぼ同様となっていますが、「知能犯」の割合が高まっています。

【平成16年】



[資料提供 栃木県警察本部]

【平成20年】



[資料提供 栃木県警察本部]

【罪種の解説】

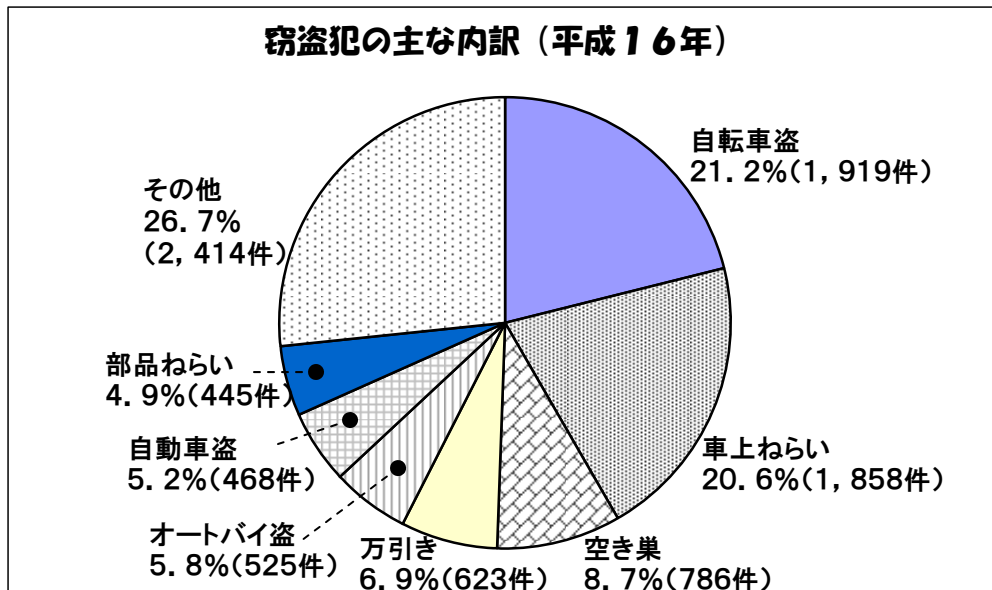
- ①凶悪犯・・・殺人，強盗，放火，強姦(ごうかん)
- ②粗暴犯・・・暴行，傷害，脅迫，恐喝，凶器準備集合
- ③窃盗犯・・・窃盗
- ④知能犯・・・詐欺，横領(占有離脱物横領を除く)，偽造，汚職，背任など
- ⑤風俗犯・・・賭博(とばく)，わいせつ
- ⑥その他・・・器物損壊，公務執行妨害，住居侵入，逮捕監禁など

イ 窃盗犯の内訳

- ・ 自転車盗，車上ねらい，空き巣という市民の身近なところで発生する犯罪が多く，平成20年では，これら3罪種の合計は，全刑法犯の約32パーセント，全窃盗犯の約46.2パーセントを占めています。
- ・ 平成16年との比較では，ほとんどの罪種が減少していますが，万引きが増加しました。

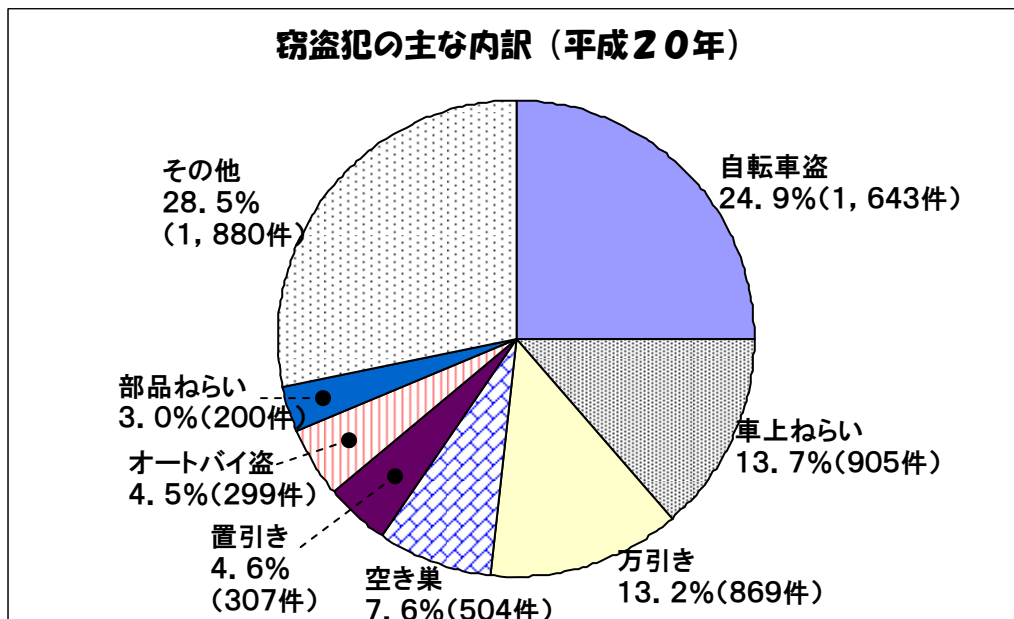
※ 置引きは，平成16年はその他に含まれています。

【平成16年】



[資料提供 栃木県警察本部]

【平成20年】

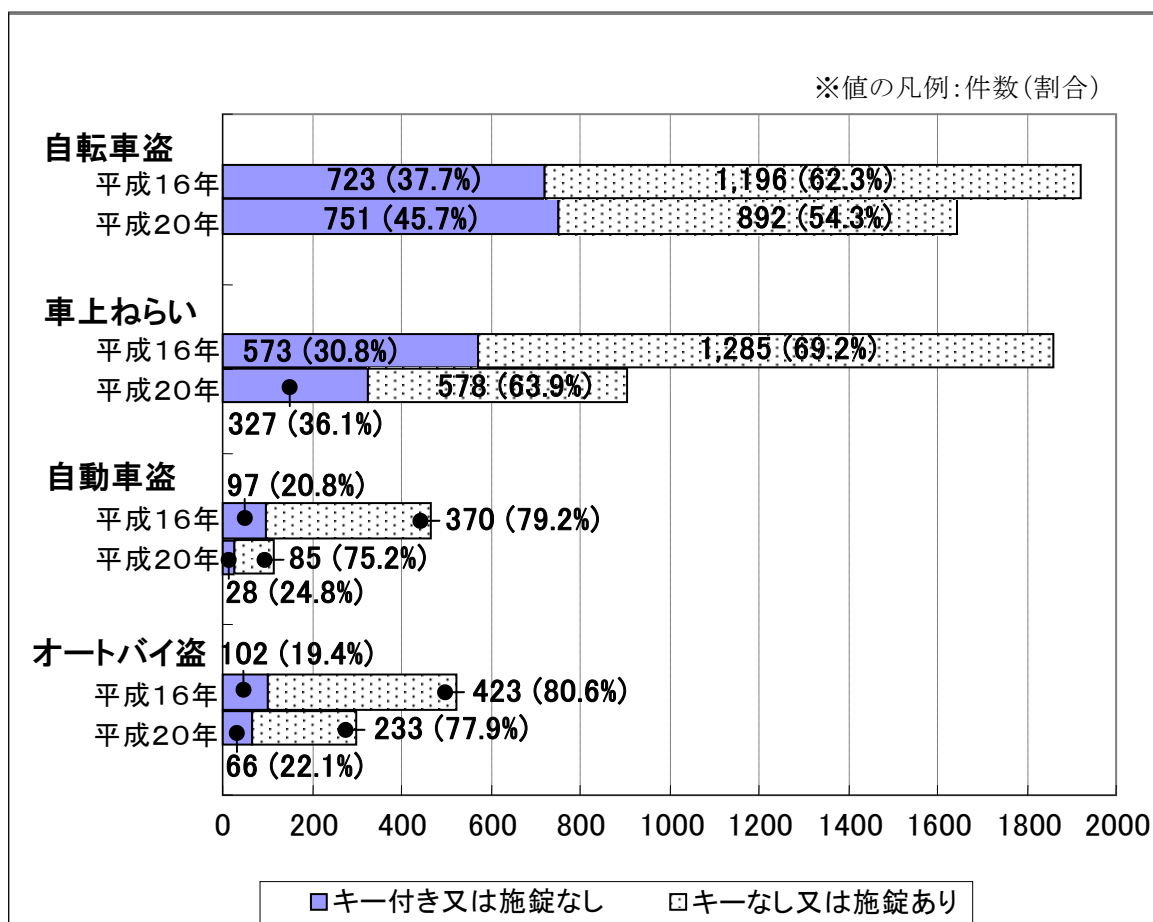


[資料提供 栃木県警察本部]

ウ 乗物盗及び車上ねらいの被害の車両の状況

- ・ 窃盗犯の中でも件数の多い乗物盗及び車上ねらいの被害に遭ったときの車両の状況をみると、平成20年は平成16年と比較して「キー付き又は施錠なし」の割合が高まっています。
- ・ これらの罪種の平成20年の発生件数が平成16年と比較して減少していることから、「キーなし又は施錠あり」の状態にある車両の被害が特に減少したことが読み取れます。

【乗物盗及び車上ねらいの被害の車両の状況（平成20年と平成16年の比較）】

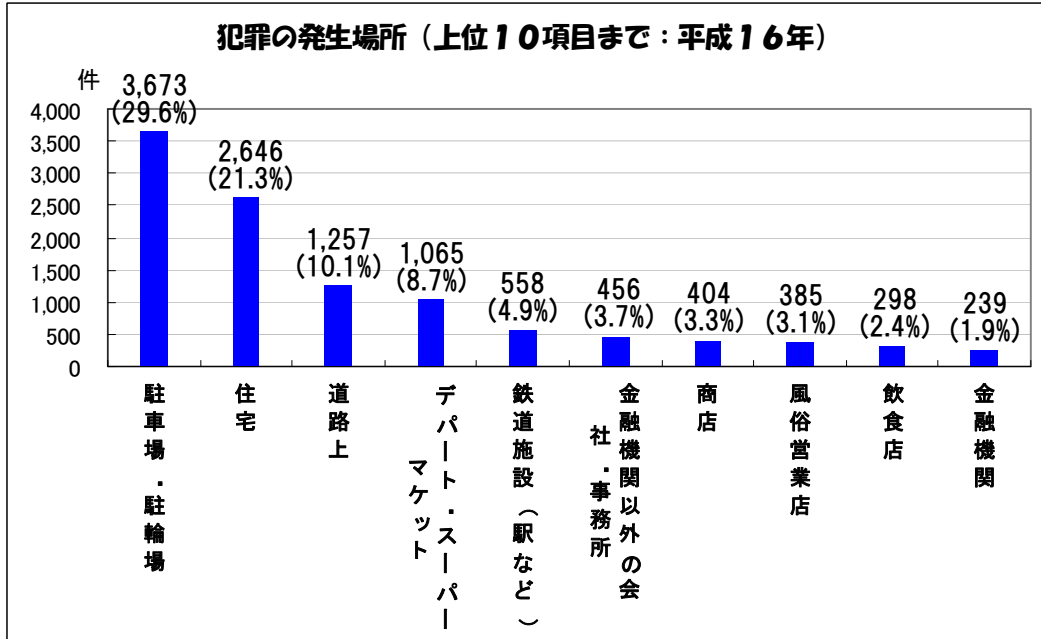


[資料提供 栃木県警察本部]

エ 犯罪の発生場所

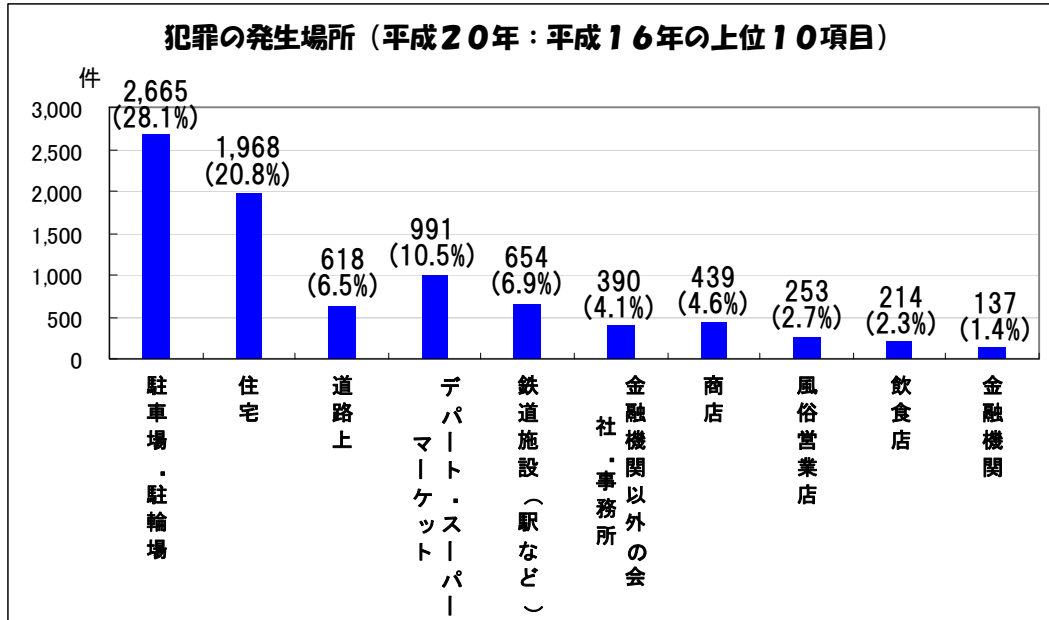
- ・ 平成20年では、駐車場・駐輪場及び住宅が特に多くなっており、2項目の合計は4,633件で全体の48.9パーセントを占めています。
- ・ 平成16年との比較では大きな変化はないものの、道路上が半減しています。

【平成16年】



〔資料提供 栃木県警察本部〕

【平成20年】



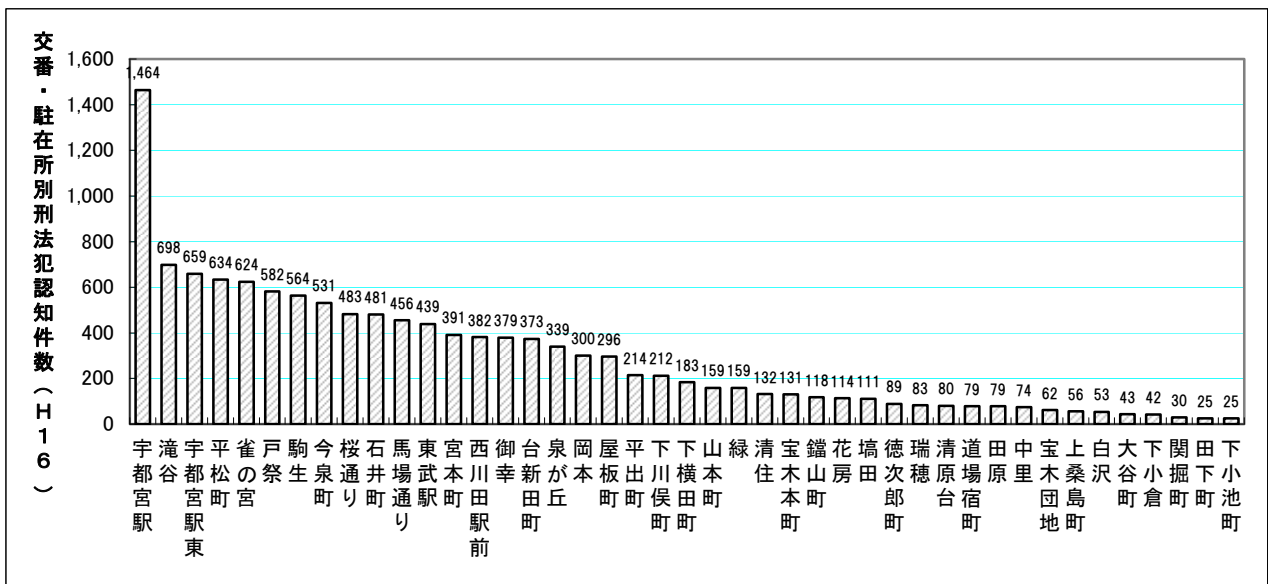
〔資料提供 栃木県警察本部〕

オ 犯罪発生 の地域別特徴（交番・駐在所別の発生状況）

- 平成20年では、駅を管轄する交番（宇都宮駅、雀の宮など）以外にも、住宅密集地や大規模商業施設を管轄する交番（平松町、戸祭、石井町、滝谷など）の件数も多くなっています。なお、平成16年との比較でも、ほぼ同様の傾向となっています。

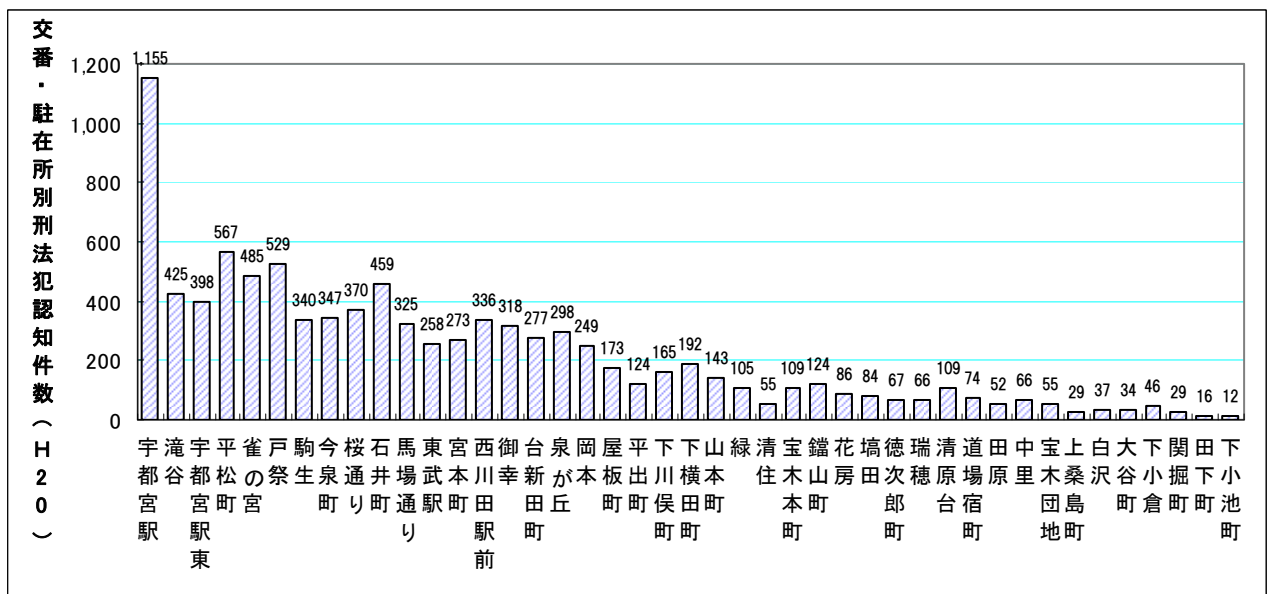
※ 宇都宮駅交番では、詐欺（無賃乗車など）が約半数を占めています。

【平成16年】



〔資料提供 栃木県警察本部〕

【平成20年】

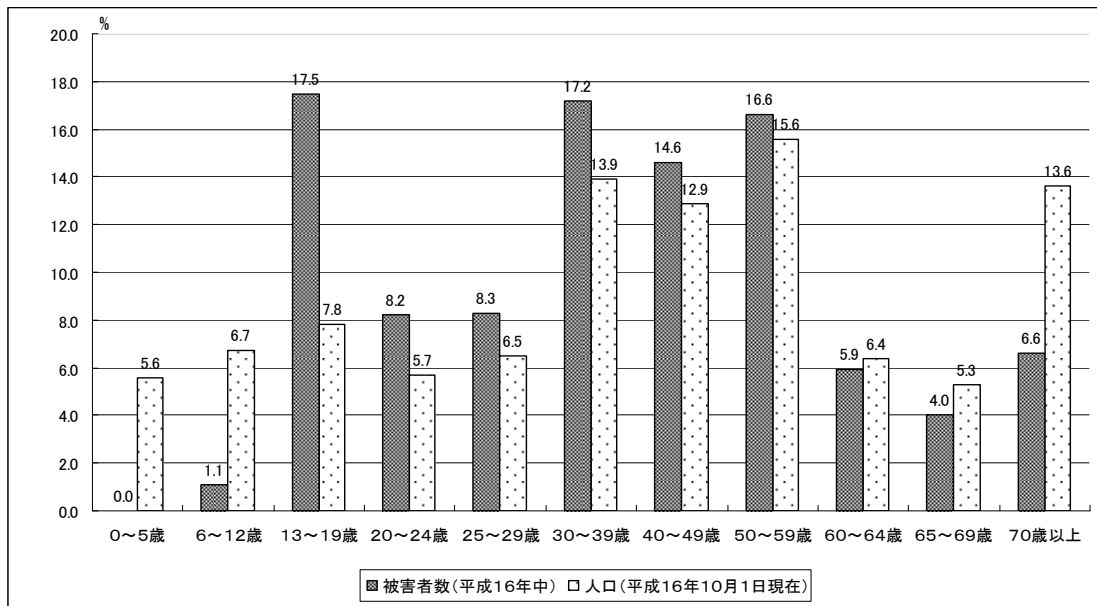


〔資料提供 栃木県警察本部〕

カ 被害者数及び人口の年齢構成比（栃木県）

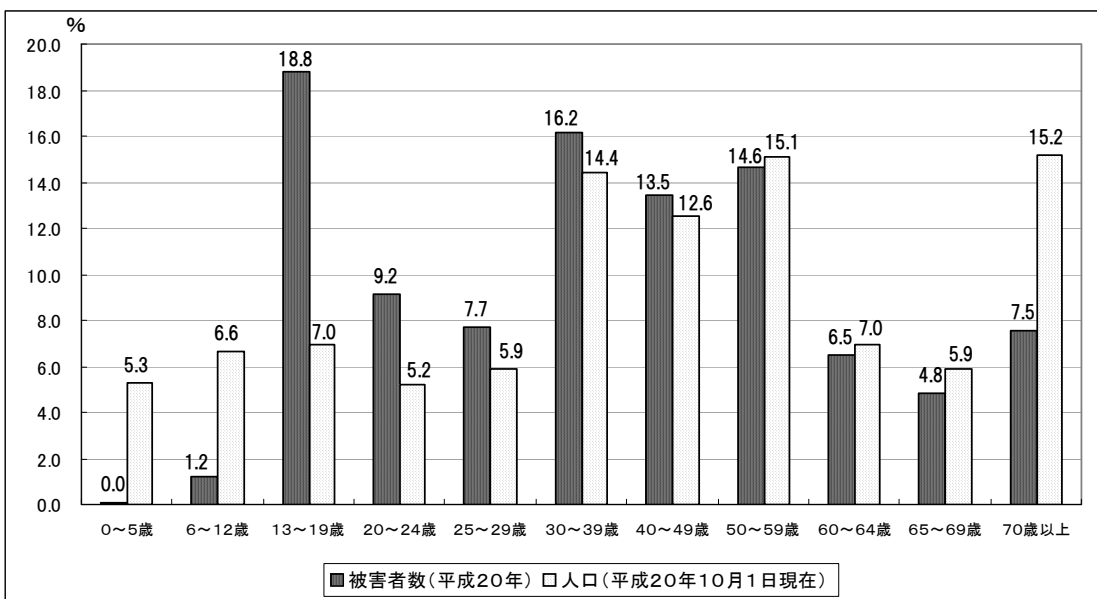
- ・ 平成20年では、13歳から49歳までの区分については被害者構成比が人口構成比を上回っており、特に、13歳から19歳までについては顕著になっています。
- ・ 平成16年との比較では、傾向はほぼ同様ですが、13歳から24歳までは、人口構成比が減少したのに対し、被害者構成比が増加しています。

【平成16年】



[資料提供 栃木県, 栃木県警察本部]

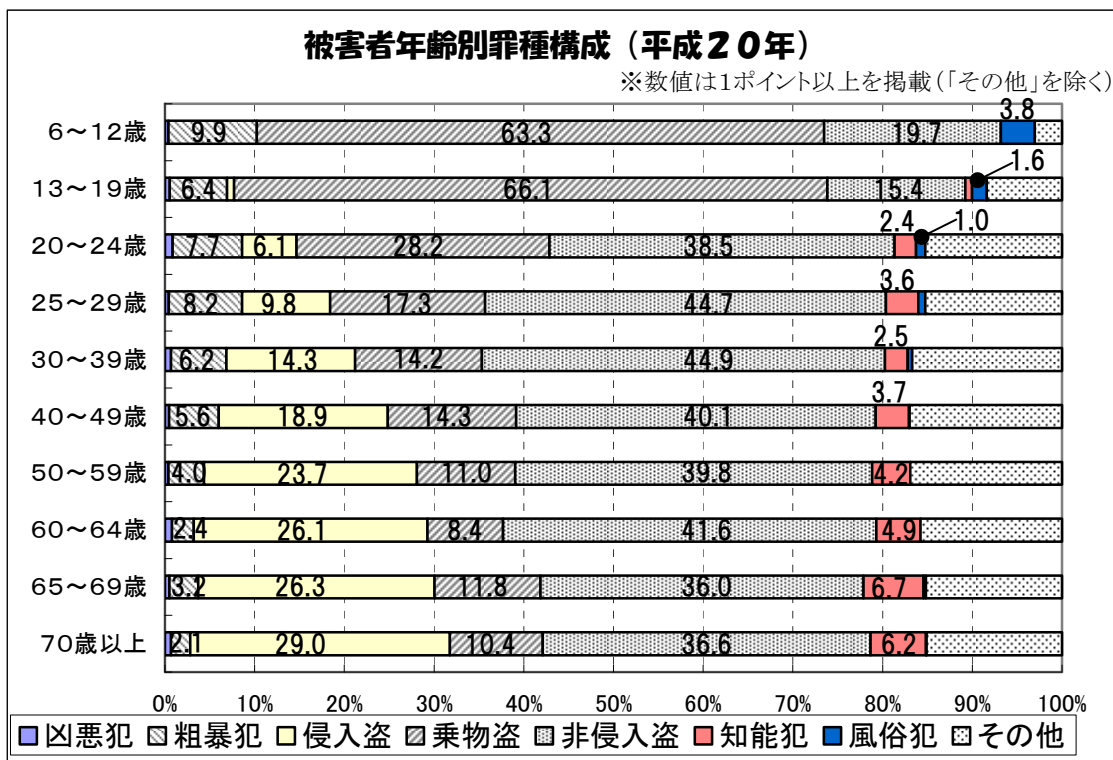
【平成20年】



[資料提供 栃木県, 栃木県警察本部]

キ 被害者年齢別の罪種の構成（栃木県）

- ・ 年齢が高くなるに連れて、乗物盗の割合が低下し、侵入盗及び知能犯の割合が高くなる傾向が見られます。
- ・ 13歳から19歳までの区分については、乗物盗が66.1パーセントを占めています。



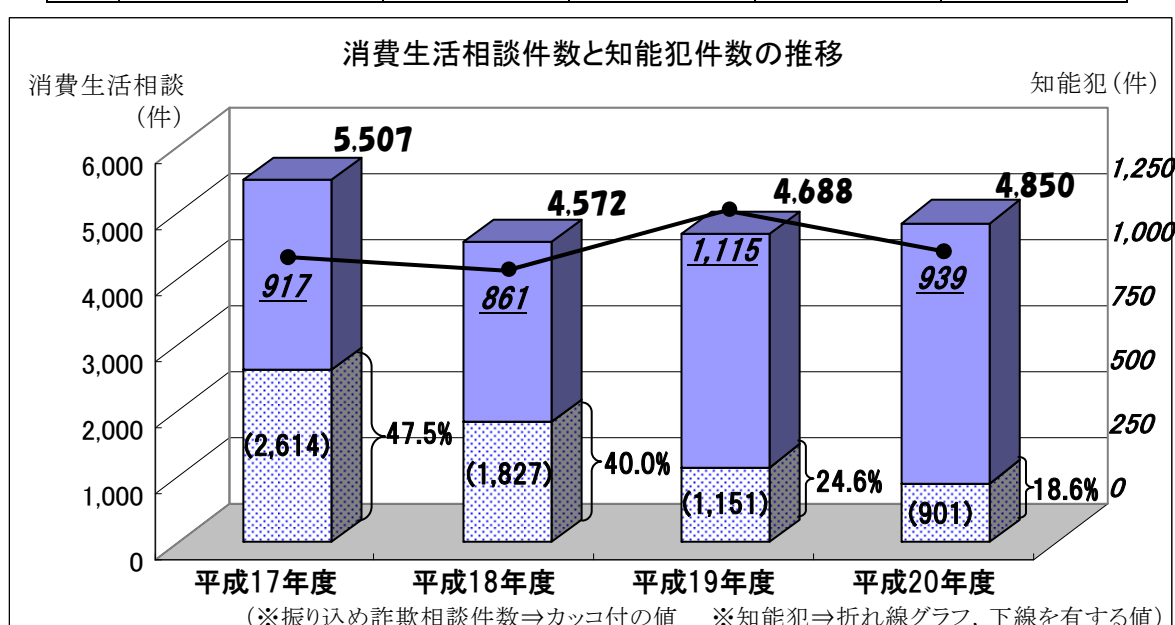
[資料提供 栃木県警察本部]

(5) 消費生活相談の推移

- ・ 犯罪に至る前の状況を把握する指標として、振り込め詐欺等の相談を受け付けている消費生活相談の相談件数の推移を見ると、最近3年間では微増となっています。
- ・ 架空請求詐欺の減少を受け、振り込め詐欺全体の相談件数は減少傾向にありますが、還付金詐欺が平成19年度に急増するなどの傾向も見られます。

【消費生活相談件数の推移】

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度	
相談件数（全体）	5,507	4,572	4,688	4,850	
振り込み詐欺の内訳	オレオレ詐欺	2	8	11	9
	架空請求詐欺	2,548	1,783	1,014	774
	融資保証金詐欺	63	33	34	40
	還付金詐欺	1	3	92	78
	合 計	2,614	1,827	1,151	901
	割 合	47.5%	40.0%	24.6%	18.6%



2 防犯に関する市民の意識

(1) 犯罪に対する不安感について

ア 犯罪被害に遭う不安感（市民アンケート調査：平成21年7月実施）

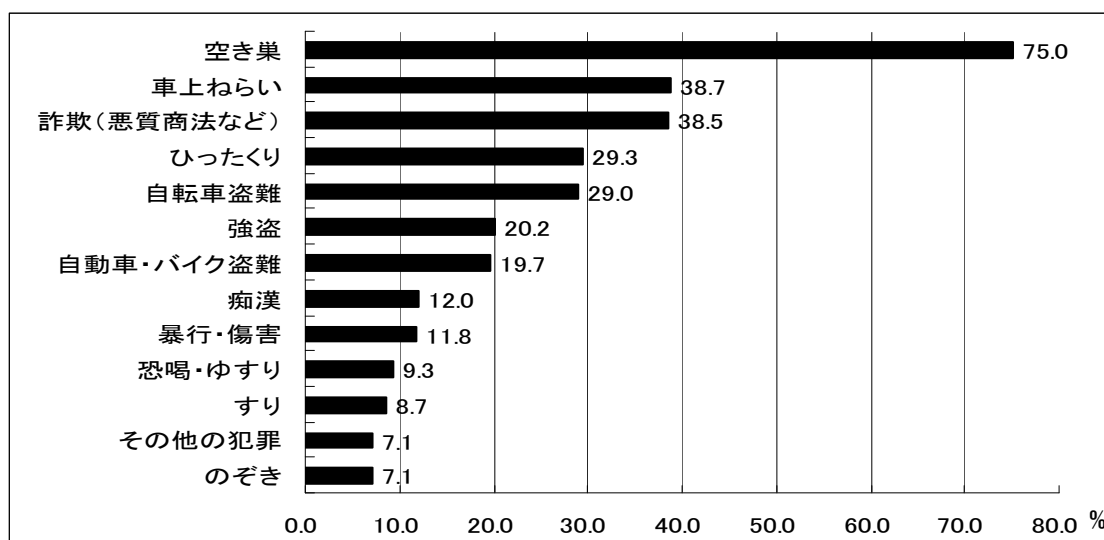
平成21年に実施した市民アンケート調査では、約7割の市民が「日常生活において、何らかの犯罪被害に遭う不安」を感じている状況にあります。

調査時期（年度）	割合（%）	調査方法（有効回答総数）
平成16年 3月(平成15年度)	89.5	市民アンケート調査 (1,298)
平成18年 7月(平成18年度)	67.9	市政世論調査 (1,984)
平成19年 7月(平成19年度)	76.9	市政世論調査 (2,123)
平成20年11月(平成20年度)	76.6	市民アンケート調査 (1,472)
平成21年 7月(平成21年度)	68.0	市民アンケート調査 (1,440)

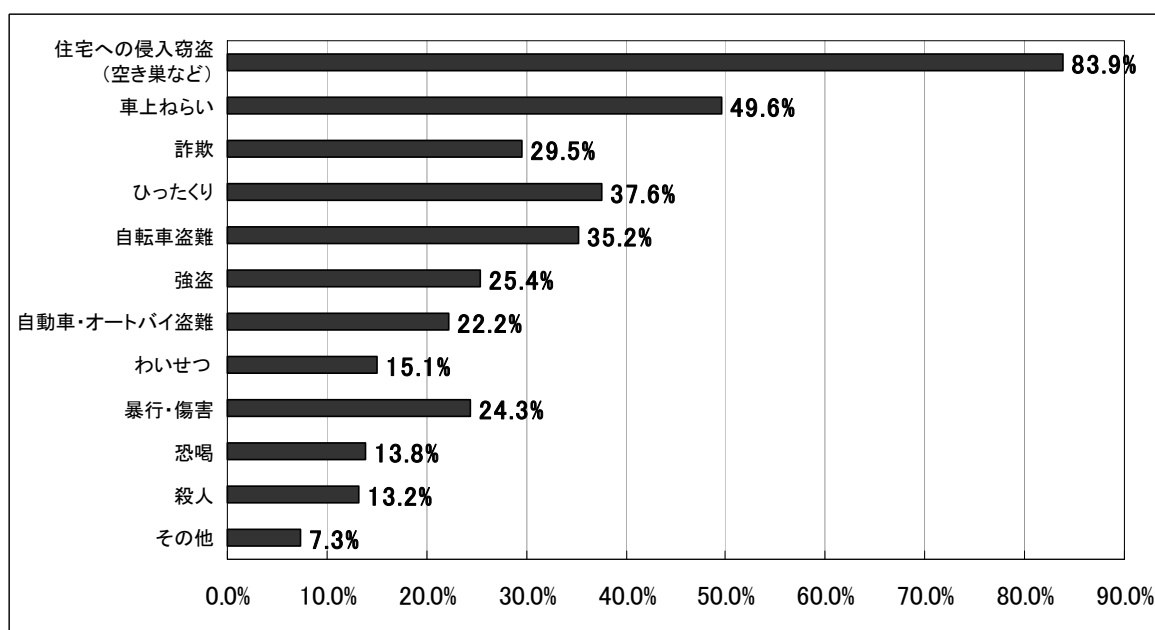
イ 不安を感じる犯罪の種類

- ・ 「不安を感じる」と回答した市民を対象に不安を感じる犯罪の種類を尋ねたところ、「住宅への侵入窃盗（空き巣など）」の回答割合が最も高く、その割合は約83.9パーセントとなっています。
- ・ 平成21年と平成16年の比較では、いずれも市民の身近なところで発生する犯罪が上位となっています。
- ・ 項目別では、「住宅への侵入窃盗（空き巣など）」、「車上ねらい」、「ひったくり」の割合が増加し、「詐欺」の割合が減少しています。

【平成16年】（市民アンケート調査：平成16年3月実施）



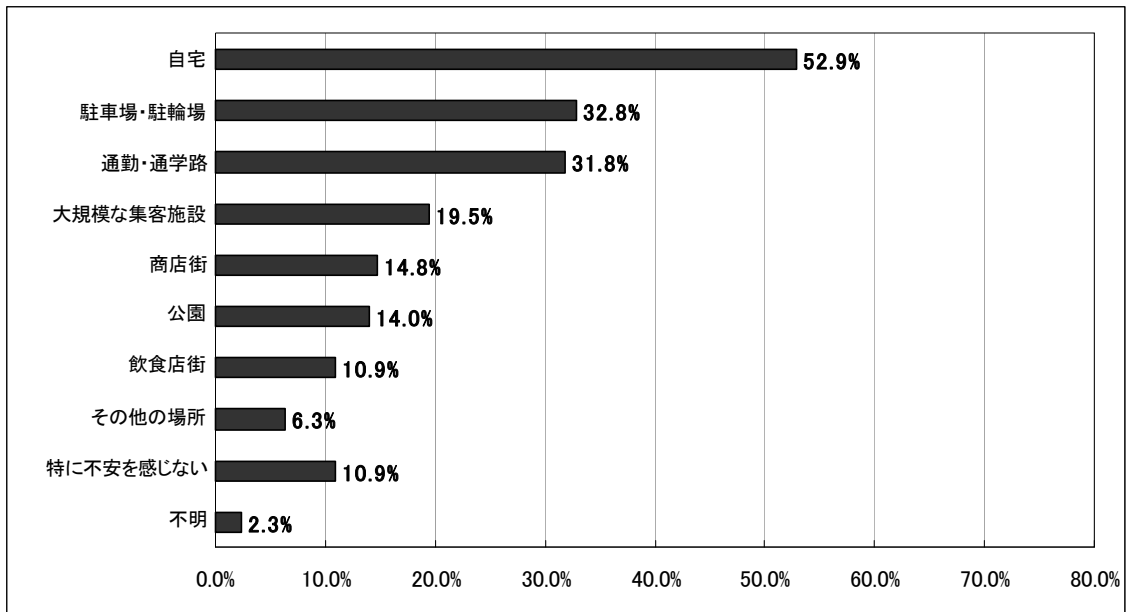
【平成21年】（市民アンケート調査：平成21年7月実施）



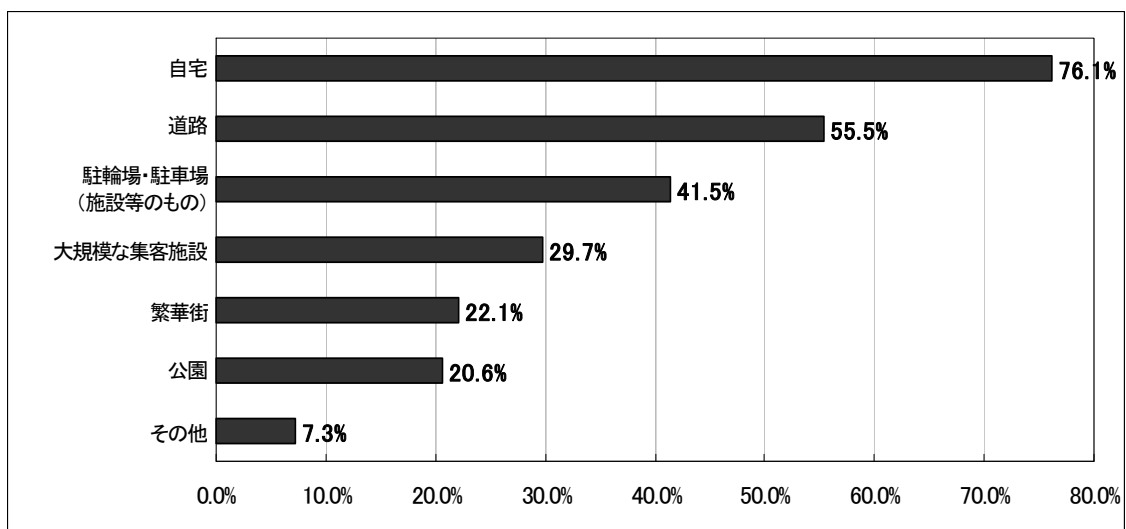
ウ 不安を感じる場所

- ・ 「不安を感じる」と回答した市民を対象に不安を感じる場所を尋ねたところ、「自宅」の回答割合が最も高く、その割合は約76.1パーセントとなっています。
- ・ 不安を感じる「犯罪の種類」と「場所」に一定の相関関係があることが認められます。(例:「住宅への侵入窃盗」と「自宅」がそれぞれ最も高い)

【平成16年】(市民アンケート調査:平成16年3月実施)



【平成21年】(市民アンケート調査:平成21年7月実施)

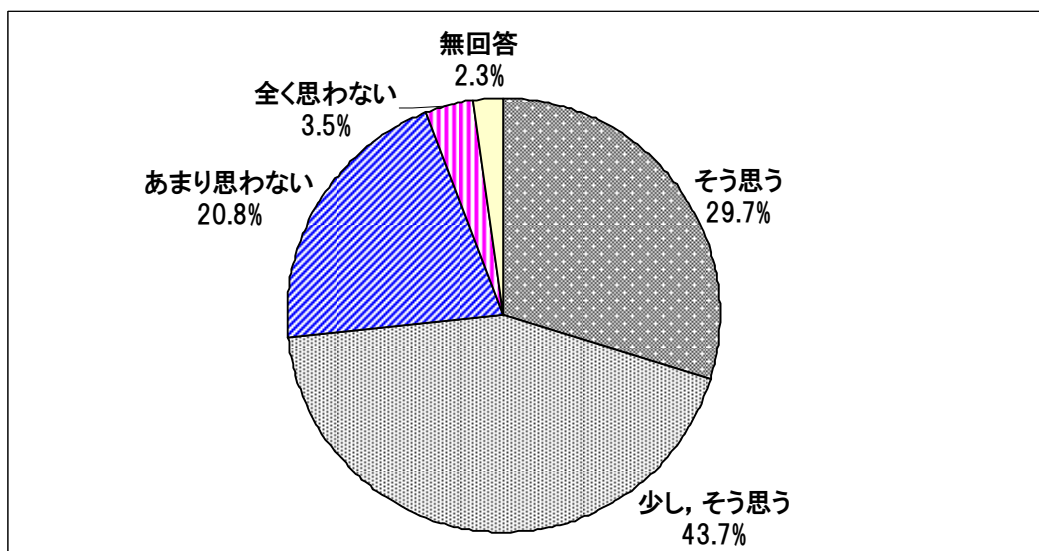


※平成21年の調査では、「不安を感じる」と回答した市民に限定。

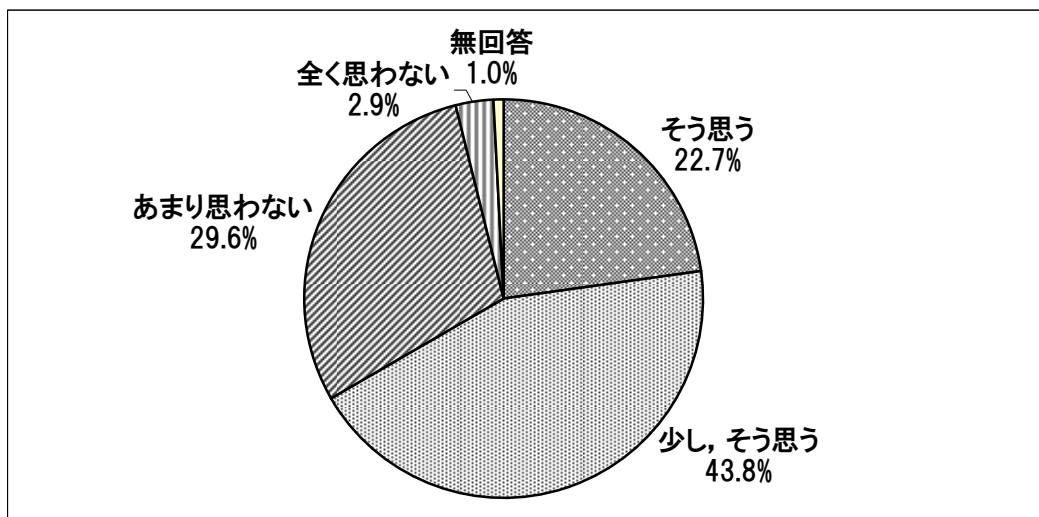
(2) 地域における防犯活動への参加意向

- ・ 地域における防犯活動への参加意向は、平成21年では「そう思う」と「少し、そう思う」の回答割合を合わせると、66.5パーセントとなっています。
- ・ 平成21年と平成16年との比較では、「あまり思わない」の割合が増加しました。

【平成16年】（市民アンケート調査：平成16年3月実施）

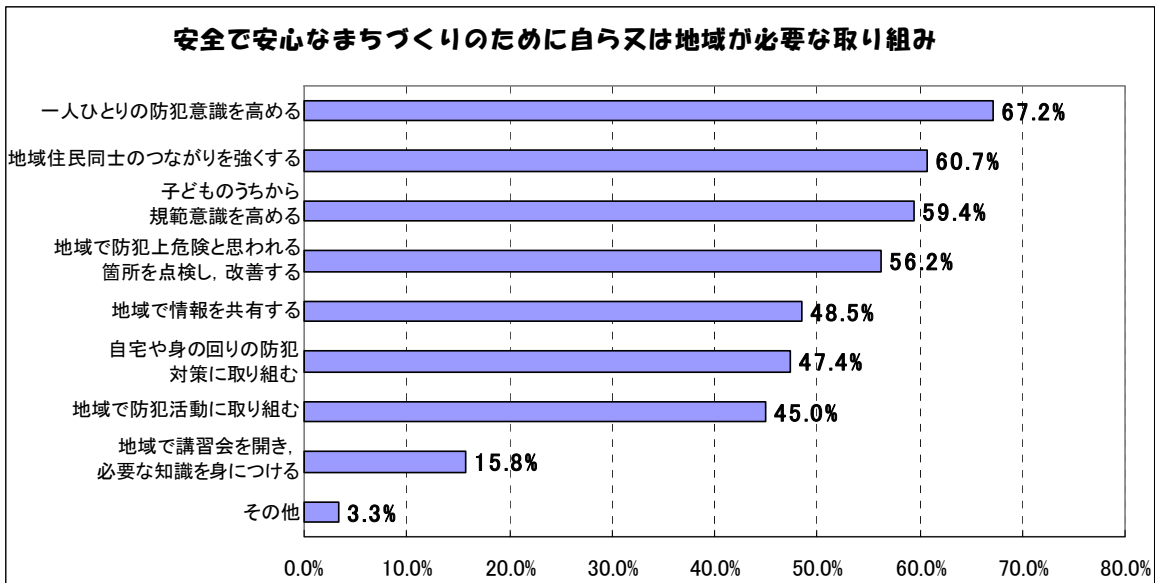


【平成21年】（市民アンケート調査：平成21年7月実施）

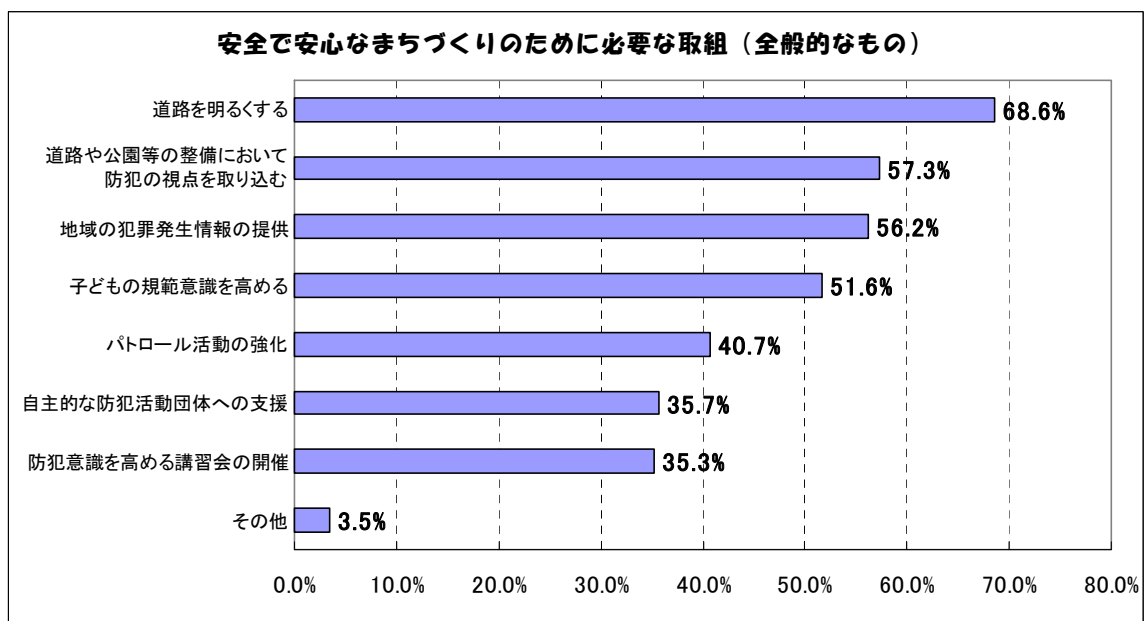


(3) 施策等に関する市民の意向（市民アンケート調査：平成21年7月実施）

- 『安全で安心なまちづくりのために自ら又は地域が必要な取組』では、「一人ひとりの防犯意識を高める」、「地域住民同士のつながりを強くする」、「子どものうちから規範意識を高める」、「地域で防犯上危険と思われる箇所を点検し、改善する」の上位4項目が、回答率50パーセントを超えています。



- 『安全で安心なまちづくりに必要な取組』（全般的なもの）では、「道路を明るくする」、「道路や公園等の整備において防犯の視点を取り込む」、「地域の犯罪発生情報の提供」、「子どもの規範意識を高める」の上位4項目が、回答率50パーセントを超えています。



(4) 防犯対策の重要度（市政世論調査：平成21年7月実施）

平成21年度市政世論調査で調査した第5次総合計画に盛り込まれた基本施策内の施策重要度において、「防犯対策の充実」は91項目中上位3番目となっています。

順位	基本施策の項目	重要度点数
1	水道水の安心給水の推進	89.3
2	下水の適正処理の推進	86.7
3	防犯対策の充実	86.0
4	地域医療体制の充実	84.9
5	消防力・救急救助体制の充実	84.8

3 犯罪を取り巻く環境の変化

(1) 自主的な防犯活動の活性化

平成17年に相次いで発生した児童殺害事件の影響もあり、近年、本市をはじめ、全国的にも子どもの見守りを中心とした自主的な防犯活動が盛んに行われるようになってきました。

本市においても、防犯協会等の防犯関係団体に加え、自治会、老人会、PTA等の枠組みでも「子どもの見守り」や「夜間の防犯パトロール」を目的とした自主的な防犯活動が実施されています。

また、平成21年度の市民アンケート調査でも、自主的な防犯活動の経験がある者の割合は21.8パーセントですが、「活動したことはないが、知っている」の回答割合が70.6パーセントであり、その認知度も非常に高くなっています。

(2) 犯罪被害者等に対する支援の充実

多様な犯罪等の発生により被害も増大し、誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている一方で、犯罪被害者に対する社会の理解は不足しており、その支援も不十分な状況にあるといえます。

このような背景から、犯罪被害者等を支援する施策を行い、その権利利益の保護が図られる社会を実現していくことを目的とした犯罪被害者等基本法が平成17年4月から施行され、同法に地方公共団体の責務が規定されました。

また、栃木県内の犯罪被害者等を支援する民間支援団体として、『被害者支援センターとちぎ』が平成17年7月に設立し、平成21年7月に「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けるなど、民間による支援の充実も図られてきています。

【犯罪被害者等基本法】（抜粋：地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

【犯罪被害者等早期援助団体】

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」第23条の規定に基づき、犯罪行為の発生後速やかに被害者等を支援・援助することにより、当該犯罪被害等の早期の軽減に資することを目的として設立された営利を目的としない法人であって、事業を適切かつ確実に行うことができるものと認められる法人に対し、申請により都道府県公安委員会が指定する制度。

4 第1次計画における取組

〔共通施策〕

【施策】

- 地域の安全安心診断

【主な実績】

- ◇ 地域主体による『環境点検活動』を市内39地区で実施

【主な課題等】

- ・ 環境点検活動に基づく地域の問題箇所等の改善及び情報の共有化

〔個別施策〕

(1) 地域における連帯意識の高揚と自主的活動の推進

【施策】

- 地域安全マップの作成支援
- 防犯活動への支援等
- 事業者への協力要請

【主な実績】

- ◇ 地域主体による『環境点検活動』を市内39地区で実施（再掲）
- ◇ 地域の防犯活動のリーダーとなる人材を養成（平成20年度末累計受講者数：212人）
- ◇ 警察官OBの防犯活動指導員を配置（平成21年度：3名）
- ◇ 事業者等に対する「ながらパトロール」を促進（平成20年度末累計登録数：23団体，207台）

【主な課題等】

- ・ 環境点検活動に基づく地域の問題箇所等の改善及び情報の共有化（再掲）
- ・ 地域の防犯活動のさらなる定着化に向けたリーダーとなる人材の確保
- ・ 事業者の協力が一定得られてきたことを踏まえた施策の見直し

(2) 啓発・教育の充実

【施策】

- 防犯講習会の開催
- 犯罪発生情報等の提供
- 防犯広報・啓発活動
- 事業者への啓発

【主な実績】

- ◇ 防犯講習会の開催（平成20年度受講者数：4,522人）
- ◇ 不審者情報の携帯電話へのメール配信（最大登録者数：6,113人）
- ◇ 広報紙・ホームページへの情報掲載，各種イベントでの広報・啓発活動を実施
- ◇ 事業者を対象とした防犯講習会の実施

【主な課題等】

- ・ 世代や特性に配慮した防犯講習会の実施
- ・ より多くの携帯電話メール配信登録者数の確保
- ・ 防犯対策の実践に繋がるような広報・啓発の実施

(3) 防犯パトロールの強化

【施策】

- 地域における防犯パトロールの強化
- 市職員による防犯パトロールの実施

【主な実績】

- ◇ 自主防犯活動団体の連携等の促進を目的とした防犯ネットワークの構築
(※認定パトロール員事業，ながらパトロール事業の見直し)
- ◇ 公用車への青色回転灯の装備及び防犯パトロールステッカーの貼付（平成21年度：青色回転灯30台，ステッカー128台）

【主な課題等】

- ・ 防犯ネットワークの活用による地域の防犯活動のさらなる促進
- ・ 市職員による防犯パトロールの方向性の再検討

(4) 迷惑行為の防止と犯罪に強い都市空間の整備

【施策】

- くらがりの安全性の向上
- 繁華街における安全対策の推進
- 道路及び公園における安全対策の推進
- その他公共施設における安全対策の推進
- 大型集客施設等における安全対策の促進

【主な実績】

- ◇ 防犯灯の補助制度（自治会主体による設置及び維持管理）の実施
- ◇ 高照度防犯灯加算制度の新設（平成20年度）
- ◇ JR宇都宮駅周辺への防犯カメラの設置
- ◇ 防犯に配慮した道路及び公園の整備・管理の一部実施
- ◇ 各施設所管課における防犯に配慮した照明の点検等の一部実施
- ◇ 大規模開発における防犯への配慮について，事業者に対して必要に応じて要請

【主な課題等】

- ・ 高照度防犯灯の導入効果の見極め
- ・ J R宇都宮駅周辺の防犯カメラの設置効果の検証
- ・ 道路、公園及びその他の公共施設等における防犯上配慮すべき事項等の反映
- ・ 既存の大規模集客施設等に対する防犯に配慮した施設整備の要請

(5) 学校等における安全対策の推進

【施策】

- 学校等における安全教育の推進
- 学校等の安全管理体制の整備

【主な実績】

- ◇ 市立小中学校において、防犯学習を実施
- ◇ スクールガードリーダーを配置（平成21年度：25名）
- ◇ 市立小中学校において、防犯に配慮した校舎等の点検及び必要な整備を実施

【主な課題等】

- ・ 学校で実施する防犯学習の内容の再検討
- ・ 学校と地域の防犯活動との連携の確保

〔推進体制〕

【施策】

- 地域のネットワークの整備
- 庁内推進体制の整備

【主な実績】

- ◇ 自主防犯活動団体の連携等の促進を目的とした防犯ネットワークの構築（再掲）
- ◇ 庁内関係部署との連携した取組の実施

【主な課題等】

- ・ 防犯ネットワークの活用による全市的な連携の強化

第3章 安全で安心なまちづくりの課題

1 市民一人ひとりの意識と取組

本市では、「自転車盗」、「車上ねらい」、「空き巣」等の窃盗犯の発生が顕著であるほか、近年手口が多様化している詐欺の発生が、知能犯の減少を鈍らせる一因となっています。また、これらの犯罪は、犯罪被害への不安感を抱く市民が不安に感じる犯罪の種類とも相関が認められます。

このことから、特に発生の多い市民に身近な犯罪を減少させる対策として、犯罪の未然防止に対する一人ひとりの意識を高めるとともに、自らの安全を確保するための自主的な取組を促進することが重要です。

【課題の主な要素】

犯罪情勢

- ・本市の刑法犯認知件数の約7割が窃盗犯
- ・平成20年と平成16年との比較では、知能犯の割合が高まった
- ・窃盗犯では、「自転車盗」、「車上ねらい」が上位2項目であり、「空き巣」を加えると窃盗犯全体の約半分（全刑法犯の約3割）を占める
- ・駐車場・駐輪場、住宅での犯罪発生は減少しているが、発生場所の大きな割合を占める

市民の意識

- ・「住宅への侵入窃盗」や「車上ねらい」などの市民に身近な犯罪に対する市民の不安感が高い
- ・安全で安心なまちづくりのための取組として、一人ひとりの防犯意識や子どもの規範意識を高めることを必要とする市民が多い

第1次計画の取組における課題等

- ・世代や特性に配慮した防犯講習会の実施
- ・防犯対策の実践に繋がるような広報・啓発の実施

2 地域における防犯活動

本市の犯罪発生は他市等との比較では高い水準にあり、多くの市民が犯罪被害への不安感を抱いているものの、地域住民による自主防犯活動の活性化に伴い、近年の刑法犯認知件数は減少し、市民の安心感も一定の向上が図られました。

また、犯罪に対する抵抗力や防御力に乏しい子ども、高齢者、障がい者、女性を対象とした犯罪の未然防止には、地域住民が一体となった見守りが有効です。

このことから、犯罪の未然防止においては地域事情に精通した地域住民の主体的な防犯活動が最も重要であるという認識のもと、市内39地区単位の防犯ネットワークを軸としながら、その活動の継続・充実を図っていくことが重要です。

【課題の主な要素】

犯罪情勢

- ・本市の近年の刑法犯認知件数は減少傾向
- ・他市等との比較では、本市の犯罪発生は依然として高い水準

市民の意識

- ・多くの市民が犯罪被害への不安感を抱いている
- ・「住宅への侵入窃盗」や「車上ねらい」に対する市民の不安感が高い
- ・安全で安心なまちづくりのための取組として、地域住民同士のつながりを強くすることを必要とする市民が多い
- ・自主防犯活動への参加意向を持つ市民は多いが、割合は若干減少

環境の変化

- ・子どもの見守りを中心とした自主的な防犯活動の活性化

第1次計画の取組における課題等

- ・防犯ネットワークの活用による地域の防犯活動のさらなる促進

3 防犯に配慮した生活環境の整備

犯罪の未然防止の対策として、ソフト面の取組に加え、市民が日常生活で利用する場所（＝生活環境）を物理的に犯罪の起きにくい状態にすることが、市民アンケート調査の結果から求められています。

このことから、第1次計画で一部実施に留まっている防犯環境設計の推進について、主として道路、公園等の市民に身近な公共空間ではより具体性を持たせ、実効性あるものとしていくことが重要です。

【課題の主な要素】

犯罪情勢

- ・ 駐車場・駐輪場，住宅での犯罪発生は減少しているが，発生場所の大きな割合を占める
- ・ 駅，住宅密集地，大規模集客施設等が存在する地域での犯罪発生が多い

市民の意識

- ・ 防犯上の問題箇所等の改善や，防犯のハード面での取組を必要とする市民が多い
- ・ 犯罪被害への不安感を抱く市民が不安に感じる場所は，自宅や道路が多い

第1次計画の取組における課題等

- ・ 環境点検活動に基づく地域の問題箇所等の改善及び情報の共有化
- ・ 道路，公園及びその他の公共施設等における防犯上配慮すべき事項等の反映
- ・ 既存の大規模集客施設等に対する防犯に配慮した施設整備の要請

4 各主体の連携・協力

近年の安全で安心なまちづくりに対する社会全体の意識の高まりを受け，地域，事業者，学校，警察，行政等の各主体はそれぞれに取組を強化しています。

今後，安全で安心なまちづくりを推進していく上では，各主体の取組の充実・強化に加え，各主体の取組がより効果的で相乗効果が得られるよう，各主体が有機的に連携・協力していくことが重要です。

また，実際に犯罪の被害に遭い困難に直面している犯罪被害者等においても，地域社会の支援が不可欠であることから，支援の体制や方策を確立させることが重要です。

【課題の主な要素】

市民の意識

- ・ 安全で安心なまちづくりのための取組として，情報の提供を必要とする市民が多い

環境の変化

- ・ 犯罪被害者等に対する支援の充実

第1次計画の取組における課題等

- ・ 防犯ネットワークの活用による全市的な連携の強化
- ・ 学校と地域の防犯活動との連携の確保

第4章 計画の基本方向

1 計画の基本目標と基本施策

基本目標1：市民一人ひとりの防犯力の向上

犯罪被害を未然に防止するためには、まずは、市民一人ひとりが日常生活において防犯を意識し、自身の身の回りの防犯対策を実践することが必要です。

市民一人ひとりが高い防犯意識を持ち行動することは、安全で安心なまちづくりの基礎であるとともに、市民の身近なところで発生する窃盗犯や知能犯の減少に大きな効果が期待できます。

このことから、市民一人ひとりの防犯力の向上を図ることとし、市民の防犯意識及び規範意識の高揚や、市民が自ら実践する防犯対策の促進に取り組んでいきます。

基本施策（施策の方向性）

- ✚ 市民の防犯意識及び規範意識を高める
- ✚ 市民の実践的な取組を促進する

【期待される効果】

- ⇒ 市民一人ひとりの防犯意識や規範意識が向上する
- ⇒ 市民自らが犯罪被害に遭わないための防犯対策を実践する

基本目標2：犯罪に強い地域社会の構築

犯罪被害の未然防止においては、市民生活に身近な地域コミュニティが担う役割は重要であり、地域住民が互いに力を合わせ、支え合いながら積極的な防犯対策を講じていくことが必要です。

また、多様な犯罪被害を未然に防止するためには、市民、事業者、警察、学校、行政等の各主体及び地域の取組の強化に加え、全市的な連携・協力による取組を強化する必要があります。

さらには、犯罪被害者等が被害からの回復を図る面においても、当事者の力だけでなく、地域社会の理解と支える力が必要です。

このことから、犯罪に強い地域社会を構築することとし、地域住民の自主性を尊重した上での地域における防犯活動の強化、全市的な連携による取組の強化、関係機関等との連携による犯罪被害者等の支援に取り組んでいきます。

基本施策（施策の方向性）

- ✚ 地域における防犯活動を強化する
- ✚ 全市的な連携による取組を強化する
- ✚ 犯罪被害者等を支援する

【期待される効果】

- ⇒ 地域の自主的な防犯活動の活性化が図られるとともに、効果的に行われる
- ⇒ 全市的な連携により、市全体の防犯力が向上する
- ⇒ 犯罪被害者等の被害からの回復が適切かつ円滑に図られる

基本目標3：防犯性の高い生活環境整備の推進

犯罪被害の未然防止においては、地域の自主的な防犯活動等のソフト面の対策に加え、犯罪が起こりうる場所を物理的に「犯罪を起こしにくい」状態とすることが必要です。

市民に身近な生活環境の防犯性を高めることは、市民の安心感の向上に効果が期待できます。

このことから、防犯性の高い生活環境の整備を推進することとし、地域住民の目線からの地域特性に応じた効果的な取組を促進するとともに、市が所有・管理する道路・公園等の公共施設においては、防犯上の具体的な対策に配慮した整備に取り組んでいきます。

基本施策（施策の方向性）

- ✚ 地域の特性に応じてまちの防犯性を高める
- ✚ 公共施設の防犯性を高める

【期待される効果】

- ⇒ 効果的な防犯環境設計の推進が図られる
- ⇒ 誰もが安心して公共施設を利用できる

2 計画の成果指標

計画全体の達成状況として、将来像である「安心して暮らすことができる安全な地域社会」の実現度を測るため、第1次計画と同様に、客観的指標であって「安全」の度合いを測ることができる『人口千人当たりの刑法犯認知件数』と、主観的指標であって「安心」の度合いを測ることができる『日常生活において犯罪の被害に遭う不安を少しでも感じる市民の割合』を設定します。

【計画の成果指標】

指標名	初期値		現状値		目標値
人口千人当たりの 刑法犯認知件数	平成16年		平成20年		平成25年
	26.4件		18.7件		12件以下
日常生活において犯罪の 被害に遭う不安を少しで も感じる市民の割合	平成15年度		平成21年度		平成26年度
	89.5%		68.0%		50%以下

【指標等の適用年次について】

- ・第2次計画の目標年次が平成26年度であることから、平成26年度の指標等を適用する。
- ・ただし、警察から提供される各種の統計資料は暦年で集計されることから、当該資料を活用した指標等については、平成25年のものを適用する。

第5章 施策の体系及び取り組むべき施策

1 施策の体系

基本目標	基本施策	取り組むべき施策
1 市民一人ひとりの防犯力の向上	1 市民の防犯意識・規範意識を高める	<ul style="list-style-type: none"> ①防犯に関する広報・啓発(充実) ②犯罪発生情報の提供(充実) ③子どもに対する規範意識の啓発(継続)
	2 市民の実践的な取組を促進する	<ul style="list-style-type: none"> ①防犯対策の普及(充実) ②学校における安全教育の推進(継続)
2 犯罪に強い地域社会の構築	1 地域における防犯活動を強化する	<ul style="list-style-type: none"> ①自主防犯活動における連携・協力の促進(充実) ②自主防犯活動を担う人材の育成(継続) ③地域における青色防犯パトロールの促進(充実) ④自主防犯活動に対する財政支援(継続)
	2 全市的な連携による取組を強化する	<ul style="list-style-type: none"> ①「全市一斉防犯活動」の実施【新規】 ②学校等の安全管理体制の整備(充実) ③各防犯協会との連携(継続) ④事業者による防犯活動の促進(継続) ⑤市職員による防犯パトロールの実施(継続)
	3 犯罪被害者等を支援する	<ul style="list-style-type: none"> ①犯罪被害者等支援に関する広報・啓発(充実) ②関係機関との連携(継続) ③庁内連絡体制の構築(充実)
3 防犯性の高い生活環境整備の推進	1 地域の特性に応じてまちの防犯性を高める	<ul style="list-style-type: none"> ①地域の環境点検活動の促進(充実) ②防犯灯の設置促進(充実) ③繁華街における防犯対策の促進(継続) ④事業者等に対する防犯対策の促進(継続)
	2 公共施設の防犯性を高める	<ul style="list-style-type: none"> ①防犯に配慮した公共施設の整備(充実)

※個別施策の白抜き数字は、重点施策

※カッコ内は、第1次計画との比較

2 取り組むべき施策

✚ 基本目標1：市民一人ひとりの防犯力の向上

基本施策1：市民の防犯意識及び規範意識を高める

市民が防犯活動の必要性や重要性を認識するとともに、必要な情報を取得できるように、多様な手法を活用して広報・啓発活動や情報の提供に取り組めます。

また、子どもの頃からの規範意識を高めるため、青少年の巡回指導や子どもの道徳教育等を通じた意識啓発に取り組めます。

【施策の展開】

① 防犯に関する広報・啓発（充実） **重点**

〔所管：生活安心課，高齢福祉課，障がい福祉課〕 ※下線部は、主管部局

➤ 防犯対策に係る多様で幅広い広報・啓発の実施

犯罪発生状況，基本的な防犯対策，悪質商法やインターネット・携帯電話等による新たな犯罪の手口などを広く市民に周知するため、「広報うつのみや」，市ホームページ，市が主催する各種のイベント等を有効に活用します。

➤ 高齢者・障がい者・高校生等を対象とした広報・啓発の実施

高齢者や障がい者で情報を得ることが困難な方や，自転車盗の被害が顕著な高校生等を対象とした広報・啓発について，機会を捉えて効果的に実施します。

【活動指標】

指標名	現状値		目標値
見守りを必要とする高齢者及び障がい者を対象とした個別世帯訪問による啓発活動数（世帯）[累計]	平成21年度	▶	平成26年度
	—		9,700

② 犯罪発生情報の提供（充実） 〔所管：生活安心課〕

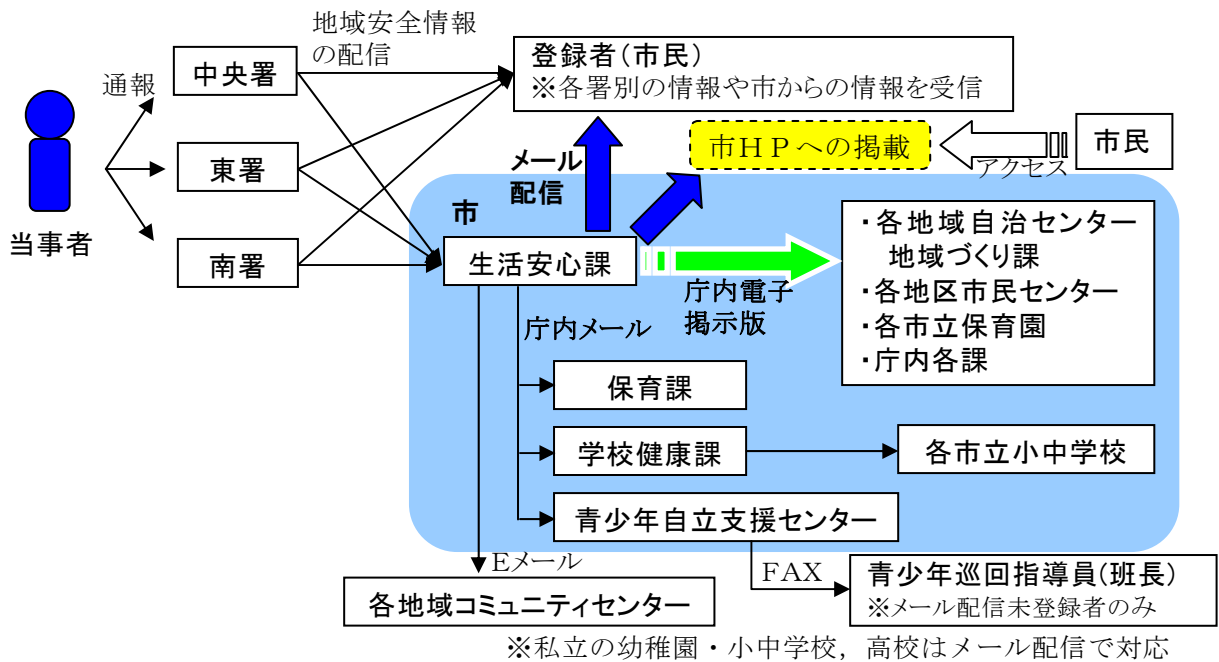
➤ 携帯電話のメール機能等を活用した迅速な情報提供

不審者の発生等に関する情報を迅速かつ広く提供するため，携帯電話のメール機能，地域自治センター，地区市民センター及び地域コミュニティセンターを活用します。また，犯罪発生の傾向等に関する情報について，同様の手法により定期的に提供します。

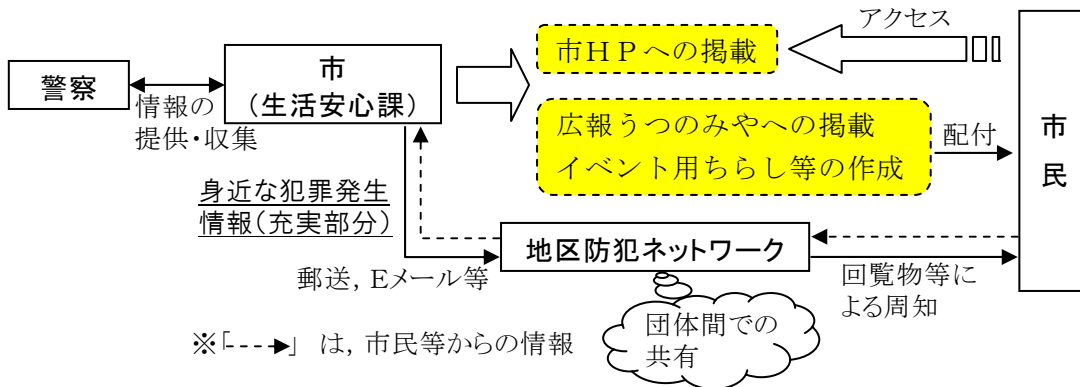
▶ ホームページ等を活用した身近な犯罪発生情報のきめ細かい提供

市民に身近な犯罪の発生状況に関する情報をきめ細かく提供するため、交番・駐在所別の同情報を市ホームページに毎月掲載するとともに、市内39地区の地区防犯ネットワークを対象に関連する交番・駐在所別の情報を定期的に提供します。

[不審者情報提供のイメージ]



[その他の情報提供(共有)や広報・啓発のイメージ]



③ 子どもに対する規範意識の啓発（継続）

[所管：子ども未来課，教育企画課，学校教育課]

➤ 青少年の健全育成のための巡回指導及び啓発の実施

青少年による犯罪や非行等の未然防止や，青少年に対する「ルールを守る大切さ」を啓発するため，青少年の健全育成を目的とした巡回指導や，非行防止講演会を開催します。

➤ 子どもに対する「きまりを守る大切さ」の教育

子どもの健全な成長を促進するため，「宮っ子の誓い」を活用した事業や小中学校における道徳教育などを通して，「きまりを守る大切さ」の教育に取り組みます。

【宮っ子の誓い】

- ①「宮っ子」は，きまりを守る素直な心持っています。
- ②「宮っ子」は，よわい人をいたわる心持っています。
- ③「宮っ子」は，美しいものを愛する心持っています。
- ④「宮っ子」は，夢を抱いてやりぬく心持っています。

基本施策2：市民の実践的な取組を促進する

市民が自ら防犯対策を講じることで犯罪被害を未然に防止できるように、必要な知識や実践的な対策の普及に取り組みます。

〔施策の展開〕① 防犯対策の普及（充実） **重点**

〔所管：生活安心課，高齢福祉課，障がい福祉課，住宅課，建築指導課，学校教育課〕

➤ 受講者の世代や特性に合わせた防犯講習会の実施

犯罪被害に遭わないための基本的で実践的な防犯対策の普及を図るため、防犯対策に関する専門知識を有する防犯活動指導員を講師とする防犯講習会について、受講対象者の世代や特性に合わせ、開催の周知方法や内容を工夫しながら実施します。


➤ 防犯性能の高い建物部品等の普及促進

市民の不安感が特に高い「住宅を対象とした犯罪」の被害を未然に防止するため、防犯講習会による防犯に配慮した住宅環境の整備の促進に加え、防犯性能の高い建物部品の普及について、住宅相談会や建築確認申請に伴う事前相談の場などを活用して実施します。

➤ 消費生活相談及び消費生活出前講座の実施

悪質商法による消費者被害を未然に防止する対策を普及するため、消費生活相談員による消費生活相談や消費生活出前講座を実施します。

【活動指標】

指標名	現状値		目標値
中学生対象の防犯講習会開催数 (回) [年間]	平成21年度		平成26年度
	—		32

※市内全ての中学校（国立，公立，私立）を対象とする。

② 学校における安全教育の推進（継続） [所管：生活安心課，学校健康課]

➤ 学校における防犯学習の実施

子どもの危険回避能力を養成するため，市立各小中学校において，実践型の避難訓練や専門家による講話などの「防犯学習」を実施します。

➤ 防犯ブザーの携行促進

抵抗力や防御力に乏しい子どもが誘拐などの犯罪被害に遭わないよう，外出時における防犯ブザーの携行を促進します。

✚ 基本目標2：犯罪に強い地域社会の構築

基本施策1：地域における防犯活動を強化する

本市の安全で安心なまちづくりにおいて重要な役割を果たす地域住民による自主的な防犯活動を強化するため、自主防犯活動団体の相互連携・協力の促進、活動を担う人材の育成等に取り組みます。

【施策の展開】

① 自主防犯活動における連携・協力の促進（充実） **重点** [所管：生活安心課]

➤ 地区防犯ネットワークに対する連携・協力の支援

地域の自主防犯活動団体の連携・協力を促進するため、市内39地区単位に構築した地区防犯ネットワークにおいて情報の共有化、活動の相互協力、活動のさらなる充実などが図られるよう、必要な支援や働きかけを行います。

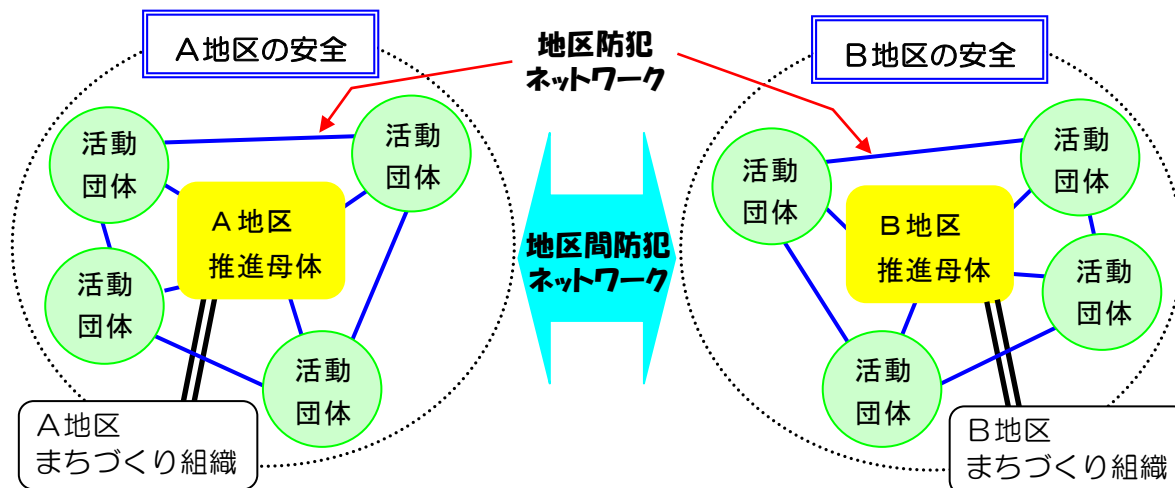
➤ 防犯ネットワーク連絡会議の開催

地区防犯ネットワーク相互の連携・協力を促進するため、地区防犯ネットワークが相互に情報の共有化や活動の相互協力などが行われるよう、「宇都宮市地域防犯ネットワーク連絡会議」を開催します。

【活動指標】

指標名	現状値		目標値
防犯ネットワーク連絡会議開催数 (回) [年間]	平成21年度	▶	平成26年度
	1		3

【防犯ネットワークのイメージ図】



② 自主防犯活動を担う人材の育成（継続） [所管：生活安心課]

➤ 自主防犯活動リーダー育成講習会の実施

地域の自主防犯活動のリーダーとなる人材を育成するため、より高度で専門的な講話や実践型の体験活動を実施する講習会を開催します。

➤ 活動者に対するアドバイス等の提供

地域で自主的な防犯活動を行う市民の意識や能力を高めるため、防犯活動指導員が活動者との交流を通じて必要なアドバイス等を提供します。

③ 地域における青色防犯パトロールの促進（充実） [所管：生活安心課]

➤ 地区防犯ネットワークへの働きかけの実施

地域における視認性の高い青色回転灯を装着した自動車による防犯パトロールの実施を促進するため、地区防犯ネットワークへの働きかけを行います。

④ 自主防犯活動に対する財政支援（継続）

[所管：みんなでまちづくり課, 生活安心課]

➤ 地域まちづくり組織を通じた財政面からの支援

地域の自主防犯活動が「地域づくり活動」として地域ぐるみで取り込まれ、活動の継続と活性化が図られるよう、市内39地区の地域まちづくり組織を通じて、自主防犯活動を財政面から支援します。

基本施策2：全市的な連携による取組を強化する

全市的な防犯力を高めるため、各主体が連携した取組を推進するほか、市や学校における取組を推進します。

〔施策の展開〕

① 「全市一斉防犯活動」の実施（新規）**重点** [所管：生活安心課]

➤ 自主防犯活動団体、警察、市の連携による全市をあげた防犯活動の実施

地域の自主防犯活動の連携促進や活性化、地域住民同士のあいさつの励行等のコミュニケーションの促進、防犯活動の集中的な実施等について、地域住民、警察、市が一体となった取組を推進するため、地域の自主防犯活動団体、警察、市が連携し、全市をあげて防犯活動に取り組む日又は期間を設け、実施します。

【活動指標】

指標名	現状値	目標値
全市一斉防犯活動による活動数 (回) [年間]	平成21年度	平成26年度
	—	4

② 学校等の安全管理体制の整備（充実）**重点** [所管：学校健康課、生活安心課]

➤ 学校安全ボランティアの体制充実

学校や通学路における子どもの安全を確保するため、子どもの見守り活動を実施する学校安全ボランティア（スクールガード）の体制について、地域と連携しながら充実を図ります。

➤ 「子ども110番の家」との連携

通学路における子どもの緊急避難所となる「子ども110番の家」の取組について、宇都宮市PTA連合会との連携を図ります。


➤ 子どもの安全確保のための活動を行う団体等の連携促進

子どもの安全を確保するための活動の活性化や効果的で継続的な活動を促進するため、学校安全ボランティアや「魅力ある学校づくり地域協議会」の学校安全部会等と、地区防犯ネットワークとの連携を促進します。

➤ 子どもの安全確保のための活動を行う地域住民等と子どもの交流促進

子どもの安全を確保するための活動を行う地域住民等と子どもたちの交流を促進するため、各市立小学校単位で交流の場を設置します。

【活動指標】

指標名	現状値		目標値
子どもの安全確保のための活動を行う地域住民等と児童の交流活動を行う市立小学校数（校）[年間]	平成21年度		平成26年度
	—		68

※全ての市立小学校を対象とする。

③ 各防犯協会との連携（継続） [所管：生活安心課]

➤ 各防犯協会との連携による事業の実施

宇都宮防犯協会及び栃木県防犯協会と連携した、防犯パトロール、各種の啓発活動、「全国地域安全運動」における事業等を実施します。

④ 事業者による防犯活動の促進（継続） [所管：生活安心課]

➤ 事業者に対する必要な協力の要請

地域の一員としての事業者による防犯活動の実施を促進するとともに、従業員等の防犯意識を高めるため、事業者に対し、機会を捉えて必要な協力を要請します。

⑤ 市職員による防犯パトロールの実施（継続） [所管：生活安心課]

➤ 青色回転灯やステッカーを装備した公用車による防犯パトロールの実施

市民に対して広く防犯に対する関心を喚起するとともに、より多くの「地域を見守る目」を確保するため、青色回転灯を装着した公用車による防犯パトロールを実施するほか、「防犯パトロール中」と記載されたステッカーを公用車に貼付し、他の公務中における「ながらパトロール」を実施します。

基本施策3：犯罪被害者等を支援する

犯罪被害者等の立場に配慮した適切な支援を行うとともに、犯罪被害者等の二次的被害を防止するため、犯罪被害者等の支援に関する広報・啓発、関係機関との連携の強化、庁内における連絡体制の構築に取り組みます。


〔施策の展開〕

- ① 犯罪被害者等支援に関する広報・啓発（充実） **重点** [所管：生活安心課]

- 市民理解の増進のための広報・啓発の実施

犯罪被害者等の置かれた状況等について市民が正しく理解するための広報・啓発活動について、機会を捉えて効果的に実施します。

【活動指標】

指標名	現状値		目標値
市による犯罪被害者等支援に関する 広報・啓発活動数（回）[年間]	平成21年度		平成26年度
	1		5

- ② 関係機関との連携（継続） [所管：生活安心課]

- 情報の共有による関係機関との連携

犯罪被害者等に必要な支援を適切かつ円滑に提供できるよう、犯罪被害者等を支援する民間の団体（以下「民間支援団体」という。）や、栃木県、警察等の関係機関と情報を相互に共有し、連携を図ります。

- 民間支援団体に対する支援

専門の相談員を有し、より身近な立場から犯罪被害者等の支援を行う民間支援団体の機能の充実を促進するため、必要な支援を行います。

- 関係機関との連携による啓発活動の実施

「犯罪被害者週間」をはじめとした各種の啓発活動について、民間支援団体、栃木県、警察と連携して実施します。

③ 庁内連絡体制の構築（充実） [所管：生活安心課]

➤ 庁内連絡体制の構築

犯罪被害者等の支援において、市が提供するサービスの中で犯罪被害者等が必要とする支援を適切かつ円滑に提供できるようにするため、犯罪被害者等の支援に係る庁内関係部署の連絡体制を構築します。

基本目標3：防犯性の高い生活環境整備の推進

基本施策1：地域の特性に応じてまちの防犯性を高める

防犯性の高い生活環境の整備を地域の特性に応じて効果的に推進するため、地域住民自らが取り組む地域の環境点検活動の促進や、防犯灯の設置及び繁華街や大規模集客施設等における防犯対策の促進に取り組みます。

〔施策の展開〕

① 地域の環境点検活動の促進（充実） **重点** [所管：生活安心課，子ども未来課]

➤ 地域の主体的な活動に対する支援

地域住民自らが、地域における防犯上の問題箇所等を点検し必要な改善を行うよう、「地域の安全安心と子どもの健全育成のための市民総ぐるみ環境点検活動」（以下「環境点検活動」という。）の実施を支援します。

➤ 問題箇所等の改善促進

環境点検活動で確認された防犯上の問題箇所等の適切な改善が図られるよう、地域住民自らが改善する取組を促進します。

【活動指標】

指標名	現状値		目標値
環境点検活動参加者数 (人) [年間]	平成21年度		平成26年度
	2,100		2,700

※見込

② 防犯灯の設置促進（充実） **重点** [所管：生活安心課]

➤ 自治会等に対する支援

市民が日常生活で利用する道路において夜間の防犯性を高めるため、自治会等の公共的団体が設置し、維持管理を行う防犯灯について、自治会等に対して支援を行うことにより、その設置を促進します。

➤ 高照度防犯灯等の導入促進

道路における夜間の明るさをより効果的・効率的に確保できるよう、高照度防犯灯等の導入を促進します。

【高照度防犯灯】

現在主流となっている20ワット形防犯灯と比較して、電気料金が同額で明るさ及び蛍光灯寿命に優れた防犯灯を指します。

【活動指標】

指標名	現状値		目標値
自治会等による防犯灯新設数 及び高照度防犯灯への交換数 (灯) [累計]	平成21年度		平成26年度
	5,030		5,730

※H17～H21の見込

③ 繁華街における防犯対策の促進（継続） [所管：生活安心課，商工振興課]

➤ 防犯カメラの運用及び商店街組合に対する支援等

犯罪発生の蓋然性が高い繁華街における犯罪を未然に防止するため、JR宇都宮駅周辺に設置した防犯カメラの運用を継続するとともに、商店街組合が設置した防犯カメラの運用を支援します。

また、中心市街地の商店街組合等との意見交換を行う場を通じて、必要な働きかけを行います。

④ 事業者等に対する防犯対策の促進（継続）

[所管：生活安心課，土木管理課，公園緑地課，商工振興課，都市計画課]

➤ 事前指導等を活用した事業者等に対する要請

大規模小売店舗において防犯上の必要な対策が講じられるよう、大規模小売店舗立地法に基づく計画書に対する指導事項を通じて、事業者に対して必要な対策の実施を要請します。

また、事業者が行う集客施設や住宅地の整備において防犯上の配慮がなされるよう、開発行為時において、事業者に対し防犯への配慮を適宜要請します。

さらには、事業者や、国・県等の関係機関が所有・管理する施設等における防犯上の配慮について、事業者等に対し防犯への配慮を適宜要請します。

基本施策2：公共施設の防犯性を高める

市民に身近な生活環境の防犯性を高めるため、市が管理する道路・公園等の公共施設について、防犯に配慮した整備に取り組みます。

〔施策の展開〕

① 防犯に配慮した公共施設の整備（充実）

〔所管：生活安心課，商工振興課，道路建設課，道路維持課，住宅課，公園緑地課〕

➤ 道路，公園，市営駐車場及び駐輪場，市営住宅における具体的な防犯対策への配慮

ア 道路

- ・市が管理する道路の防犯性を高めるため，道路の新設・改良や維持管理において，道路の構造や地域の状況等を勘案した上で，歩行者の安全を確保するための対策の中で，下記の防犯対策に配慮した整備に努めます。

【道路における防犯対策】

- ・ガードレール，植栽，縁石等の設置による歩道と車道の分離
- ・見通しを考慮した街路樹，植栽帯等の配置及び維持管理
- ・自治会等の防犯灯の設置促進若しくは必要と認められる箇所への道路照明等の設置
- ・必要と認められる箇所への啓発看板等の設置

イ 公園

- ・市が管理する公園の防犯性を高めるため，公園の新設や維持管理において，公園の規模や地域の状況等を勘案した上で，下記の防犯対策に配慮した整備に努めます。

【公園における防犯対策】

- ・外部からの見通しを考慮した上での周縁部への植栽や柵等の設置
- ・外部からの見通しを考慮した植栽，遊具等の配置及び維持管理
- ・夜間の適切な明るさを確保するための照明の設置
- ・遊具等の日常点検と併せた防犯対策の視点からの点検の実施
- ・必要と認められる箇所への啓発看板等の設置

ウ 市営駐車場及び駐輪場

- ・ 市営の駐車場及び駐輪場（以下「市営駐車場等」という。）の防犯性を高めるため、市営駐車場等の新設や維持管理において、市営駐車場等の特性を勘案した上で、下記の防犯対策に配慮した整備に努めます。

【市営駐車場等における防犯対策】

- ・ 必要と認められる箇所へのチェーン用バーラック、サイクルラック等の盗難防止装置の設置
- ・ 外部からの見通しを考慮した上での周縁部へのフェンス及び柵等の設置
- ・ 管理人が常駐していない市営駐車場への自動ゲート管理システム等の設置
- ・ 外部からの見通しを考慮した植栽、工作物の配置及び維持管理
- ・ 見通しが悪く、死角が多い箇所へのミラー等の設置
- ・ 管理人が常駐している市営駐車場等における定期的な巡回
- ・ 必要と認められる箇所への啓発看板等の設置

エ 市営住宅

- ・ 市営住宅の防犯性を高めるため、市営住宅の新設、建て替え、維持管理において、市営住宅の構造等を勘案した上で、下記の防犯対策に配慮した整備に努めます。

【市営住宅における防犯対策】

- ・ 破壊や開錠が困難な玄関扉、錠、窓等の設置
- ・ 侵入が困難なバルコニーの配置
- ・ 外部からの見通しを考慮した上での敷地周縁部への柵等の設置
- ・ 外部からの見通しを考慮したエレベーター、廊下、階段、駐車場、駐輪場等の配置
- ・ 外部からの見通しを考慮した敷地内の植栽、工作物の配置及び維持管理
- ・ エレベーター、廊下、階段、駐車場、駐輪場等への照明の設置

オ その他

- ・ 道路、公園、駐車場及び駐輪場、住宅以外の市の施設についても、防犯対策に配慮します。

第6章 計画の推進

1 推進体制

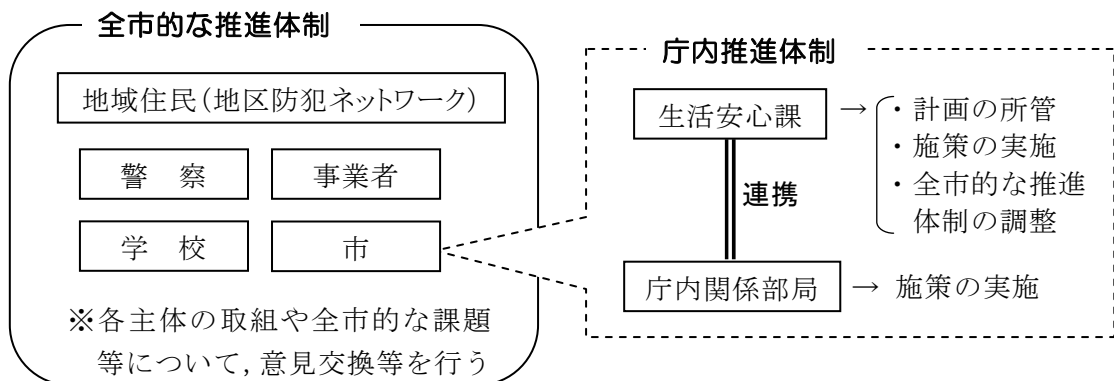
(1) 全市的な推進体制

本市の安全で安心なまちづくりについて、地域の自主防犯活動を軸に、事業者、警察、学校、行政等の関係機関及び団体等がよりよく連携して推進していくため、各主体の取組や課題について互いに認識を深め、情報共有や意見交換を行う仕組みを整備します。

(2) 庁内推進体制

計画に盛り込まれた施策や、全市的な推進体制において市が取り組むこととされた事業等を着実に遂行するため、安全で安心なまちづくりに関する施策を担う庁内関係部局における連携を柔軟かつ弾力的に図っていきます。

[推進体制のイメージ図]



2 効率的な事業の実施

第2次計画の事業実施にあたり、地域と協働により事業を実施する場合には、既に地域において防災、交通安全、福祉などの分野の活動が行われていることから、地域の各種活動が効率的に行われるよう、連携・協力していきます。

3 計画の見直し

第2次計画の基本目標が達成されるよう、成果指標の達成状況や計画に盛り込んだ個別施策の実施状況を定期的に把握し、適切な進行管理に努めます。

また、計画期間内においても、犯罪情勢の変化等によって新たな課題等が発生した場合は、必要な見直しを実施することにより、より効果的で効率的な展開に努めることとします。